新型コロナ災害
緊急アクション

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮者や学生への支援強化を求める
「4/16 省庁との緊急の話し合い」

主催　　新型コロナ災害緊急アクション
事務局　瀬戸（反貧困ネットワーク）
090-1437-3502　setodaisaku7@gmail.com

【4 月 16 日（木）　コロナ災害緊急アクション：省庁との話し合い　】

会場　　衆議院第一議員会館　大会議室
11 時 30 分　　会場受付開始　通行証配布
12 時　　衆参厚労委員会を中心とした国会議員への申し入れ
12 時 30 分　　厚生労働省、国土交通省、文部科学省との話し合い
1．厚労省との話し合い
当事者の声と政策提言　　交渉発言団体　　各5分　　計35分
①生活保護　　●生活保護問題対策全国会議
●NPO自立生活サポートセンターもやい
②居住　　●住まいの貧困に取り組むネットワーク
③雇用と労働　　●POSSE　●首都圏青年ユニオン
④障害者　　●共同連
⑤他団体からの要請
話し合い　　計60分
14 時 20 分　　2. 文科省との話合い　　計30分
①　学生と奨学金　　●奨学金問題対策全国会議
15 時終了

新型コロナ災害緊急アクション　参画団体　　４月１５日現在

蒲田・大森野宿者夜回りの会・ＮＰＯ官製ワーキングプア研究会・共同連・くらしサポートウイズ・コロナ災害対策自治体議員の会・自立生活サポートセンターもやい・奨学金問題対策全国会議・住まいの貧困に取り組むネットワーク・首都圏青年ユニオン・女性ユニオン東京・生活保護問題対策全国会議・滞納処分対策全国会議・地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」・「なくそう子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会・労働組合「全労働」・非正規労働者の権利実現全国会議・反貧困ネットワーク・避難の協同センター・NPO 法人 POSSE

１．厚生労働省、国土交通省向け要請内容（回答要項目）

●生活保護

◎生活保護問題対策全国会議

事務局次長　田川 英信（社会福祉士）

１．制度の周知を徹底的に

社会保障制度の多くは申請主義です。申請主義ということは、制度を知らないことには制度利用につながりません。

その点で、韓国は朴槿恵政権時代に「社会保障給与の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律」を制定しています。これは、政府は社会保障給付の内容について行政は広報に努めなさいという法律です。この法律を受けて、経済的な困窮状態であるのにも関わらず、生活保護を利用していない人々（漏給層）をなくすことを、国や自治体が積極的に進めています。

今般、4 月 7 日付で発出された事務連絡についても、弾力的な運用がされるようになったということを広く周知しないことには、制度利用につながりません。また、そもそも生活保護制度があるということを知らない、知っていても正しく制度を理解していない住民も多く存在します。その一因となっているのは、2012 年以来の生活保護バッシングで誤解や偏見が醸成されていることです。政府には、それらを払拭する責任があります。

広く、制度利用を働きかけるために、テレビやラジオ、新聞、インターネット（SNS や youtube など）を活用することで、生活困窮から自死したり、自暴自棄な行動を取ったりすることが無いよう、政府として広報に努め、制度の周知を図るべきです。

２．急迫保護を積極的に

生活保護法４条の３項は「急迫した事由」に基づく「急迫保護」を規定しています。未曽有の事態に、これまで生活困窮に至ることを予見しておらず、また生活保護制度について全く知らない人々が多くいます。そういう方たちを絶望から救い、積極的に救済することが求められています。

今回の事態は、国民（外国人を含む。）全体が「急迫した事由」があるともいえ、すべての事例を「急迫保護」として取り扱うとすべきです。そうすれば、申請を待たずに職権保護することもできます。

事態の緊急性にかんがみて、稼働能力などの要件や、扶養義務の調査を行うことなく、保護開始決定を認めるべきです。仮に、資産が判明すれば、生活保護法６３条を適用し、返還いただくことで足ります。

３．オンライン申請の実現

　既に先進諸国ではオンラインによる申請が実現されています。申請しやすくするメリットがあるだけでなく、新型コロナウィルス感染対策としても有効です。

４．資産要件の緩和

　自己破産をする場合でも、3 か月分程度の資産については保有が認められています。しかし、生活保護制度では、資産がほとんどないこと（保護基準の１か月分を下回らないと保護

が開始されず、保護基準１か月分の２分の１を超える分は収入認定され、開始月の保護費から差し引かれる）が条件となっています。
かねてから、ほとんど資産が無い状態にならないと保護制度を利用できないために、収入が増えて保護から脱却しても余力がなく、またすぐに保護を利用せざるを得ない、もっと自立しやすい制度をと望む声があります。
　その点で、たとえば韓国では日本円で 400 万円ほどの資産は考慮せず、公的扶助の利用ができます。
また、ドイツでは今般の新型コロナウィルス問題で、資産要件を６か月間停止し、申請者がとりわけ大きな資産はないと宣言した場合には「実質的な資産はない」と見なすことにしました。これにより、経済的危機に直面した市民が、ミニマム生活以下に陥ることを防ぎ、預貯金を取り崩すことなくてすむように、という積極的な政策です。また、住宅扶助基準についても、６か月間、上限制限を停止し、現在住んでいる住居の実際の家賃額を給付しています。これにより、現在の住居を失わずに済むことになります。これらによって、120 万人の公的扶助利用者の増加、96 億ユーロ（1.1 兆円）の支出増加が見込まれるとのことです。今、求められているのは、このような積極的な政策ではないでしょうか。
　また、自動車の保有要件について、今回の事務連絡では若干緩和していますが、他の生活用品と同様、地域の一般世帯の 7 割程度が保有しているものを認めるという、本来のあり方に切り替えるべきです。

５．居宅保護の原則の徹底

　居宅が無い方への対応で、無料低額宿泊所や簡易宿所などを利用するのが原則としている運用があります。しかし、これらの施設や更生救護施設などは感染リスクが高く、そもそもプライバシー保護上も問題があります。生活保護法が居宅保護を原則としている通り、施設保護から居宅保護への転換が求められています。一時的な居場所として施設を利用するにしても施設の個室化が必要です。

◎ＮＰＯ自立生活サポートセンターもやい

【生活保護制度について】

１、生活保護の申請の際の「扶養照会」について、必要な人の申請を妨げる要因となることを防ぐこと、また、感染拡大のリスク軽減という状況もふまえ、一律におこなうのをやめ、保護決定後などに個別の事情に応じておこなうかどうかの判断をすること。
２、生活保護の申請から決定までの期間について、原則 14 日間以内とされているところを、手続きを迅速化し、原則３日程度の期間で保護の要否を判断すること。
３．各自治体において、住まいのない方の宿泊場所としてビジネスホテル等を確保した場合に、一カ月の宿泊費が住宅扶助基準を超える可能性があるが、地域ごとの事情に応じて柔軟にその費用を援助すること。（住宅扶助基準の例えば 1.5～2 倍程度であれば積極的に援助すること。またそれ以上の金額であっても柔軟に対応すること）。
４．生活用品としての車の保有について、これを認めること。

５．政府や地方公共団体等からの経済対策等で現金給付等の支援があった場合は、それを収入認定しないこと。
６．生活保護制度についてや申請窓口の紹介等を積極的に広報すること
【住居確保給付金について】
１．資産要件を撤廃すること。
２．支給期間を最長 12 カ月に延長すること。
３．申請日によらず収入状況等を勘案して遡及して支給すること。
【生活福祉資金貸付について】
１．窓口の混雑を避けるためにオンラインでの申請と貸付が可能となるよう体制整備をおこなうこと。
２．窓口業務にあたる人員を増強すること。
【ネットカフェなど住まいがない人への緊急的な宿泊先の支援について】
１．ビジネスホテルの借り上げや政府や自治体の持つ宿泊施設等を積極的に活用し、住まいを失った人の宿泊先の受け皿として早急に用意すること。また、政府はその予算を確保し、各都道府県や各自治体等を支援すること。
２．上記宿泊先等で寝泊まりする人が早期にアパート等の住居に移行できるように、生活保護等の各制度を活用しながら、積極的な支援をおこなうこと。そしてそのための予算措置をおこなうこと。
３．東京オリンピック・パラリンピックの選手村として活用予定であった宿舎を活用すること。
【上記以外の低所得者等への支援について】
１．全世帯に対して一人月に 10 万円程度の現金給付を複数月（2～3 か月）にわたっておこなうこと。
２．子育てをしている世帯や、障害者のいる世帯、介護を必要とする者のいる世帯など、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言を受けた事業の停止などにより影響を受けた世帯に対し、追加の現金給付を含めた支援策を検討し、実施すること。
３．社会保険料（特に基礎年金部分）について、支払い猶予ではなく免除とすること（6 か月～12 か月）。
４．公共料金について、一般世帯は支払猶予に、低所得世帯（例えば、住民税非課税世帯等）については、支払い免除とすること（6 か月～12 か月）。
５．住居喪失を防ぐために、新型コロナウイルスに関連した家賃滞納等を理由にした賃貸借契約の解約を無効とするよう、法改正も含めて検討すること。また、不動産関連団体に対して、上記のような場合において賃貸借契約を解除しないよう、要請すること。１．生活保護の申請の際の「扶養照会」について、必要な人の申請を妨げる要因となることを防ぐこと、また、感染拡大のリスク軽減という状況もふまえ、一律におこなうのをやめ、保護決定後などに個別の事情に応じておこなうかどうかの判断をすること。

●居住

◎住まいの貧困に取り組むネットワーク

【新たな住居喪失者を生まないための対策として】

１．　経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への立ち退き行為を禁止する。

・公的住宅（公営・UR・公社）では、家賃の減免や家賃徴収を猶予できる制度を積極的に活用し、家賃滞納者への立ち退きを禁止する。

・民間賃貸住宅の家主に対しても、追い出し行為を行なわないことを政府が要請するとともに、家主に対して損失を補償する制度を新設する。

【住居を喪失した人への住宅支援策として】

１．　公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償提供する。

・リーマンショック時に公的住宅のストックを活用した先例がある。

国土交通省「離職者の居住安定確保に向けた対策について」（2008 年 12 月 24 日）

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000007.html

２．　改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。

・災害時の「みなし仮設住宅」制度を参考にする。

●雇用と労働

◎NPO 法人 POSSE

新型コロナショックに対する休業補償・失業対策および外国人労働者の生活保障に関する政策提案

■失業対策

【解雇・雇い止めの規制】

一度離職してしまえば再就職は容易ではなく社会全体で失業が拡大する。また企業の側も再度雇用することには困難が伴う。危機のあとを見据え、少なくとも一定期間、解雇・雇い止めを規制するべきである。

１．少なくとも一定期間、解雇・雇い止めを規制することを求める。

・当然のことながら、解雇・雇い止め規制は、国による労働者の休業補償が不可欠である。

【休業補償】

大規模な失業の発生を防止するため、休業補償の拡充を求める。

１．休業せざるを得なくなった企業の労働者に対して、国の責任で、一律に休業補償を行うことを求める。

２．低賃金労働者の休業補償は賃金の 100%以上の補償を求める。

・働いていたとき低賃金だった労働者の多くは、労基法上で定められている 60%の休業補償では生活を維持することができない。特例措置として 100%以上の賃金を補償するべきである。

３．雇用調整助成金の上限を引き上げることを求める。
・支給額には上限額（8,330 円/日）があるため、日額換算した賃金額が 8,330 円を上回る場合、企業にも財政的負担が生じる。その負担を忌避して助成金を申請しない企業がある。こうした対応を防ぐためには、上限額の引き上げや撤廃を検討する必要がある。
４．労働者からも休業補償を直接請求できるような仕組みを整えることを求める。
・上記の理由などから、企業が助成金を申請せず、労働者が休業補償を受け取れないケースがある。そのため、労働者側からも請求できる仕組みを整える必要がある。

【雇用保険制度】

失業した労働者の生活を保障するために、雇用保険制度について下記の措置を求める。
１．自己都合退職による給付制限期間（3 ヶ月）を適用しないことを求める。
２．離職理由による給付日数差を適用しないことを求める。
３．給付期間を延ばすために個別延長給付、地域延長給付の大規模な適用をすることを求める。
・新型コロナの影響で、新規に仕事を見つけることは困難である。そのため特例措置として失業手当の給付期間の延長を求める。
・リーマンショックがあった 2009 年度の個別延長給付は 55 万人。
４．失業手当の給付資格の緩和すること。
・新型コロナによる影響で、雇用保険の受給要件を満たさない雇用期間で失業せざるをえなくなった労働者が発生している。特例措置として働いた期間が受給資格を満たさない労働者に対しても失業給付を認める措置を取る必要がある。
・仕事が無くなったフリーランスも失業手当を適用拡張するように求める。
5. 実際に離職していなくても、失業しているものとみなして雇用保険（失業等給付）の基本手当を受給できるよう求める。
※激甚災害法（昭和 37 年法律第 150 号）の規定を参照。この特例措置は、事業所が直接的な被害を受けた場合に限られる。この場合、原則、労働基準法第 26 条（休業手当）に規定する「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないものと解され、事業主に休業手当の支払い義務は生じない。

■外国人労働者への対応

１．外国語での情報発信を拡充することを求める。
・情報発信の多言語化を行うこと。ニューヨーク州のプレスリリースは、英語のほかスペイン語、ロシア語、韓国語、中国語、ハイチ・クレオール、ベンガル語で行われている。
・コロナ情報、社会保障制度、医療、公共料金の支払いについて。
２．外国人労働者への生活保障の拡充を求める。
・失業給付の拡張。勤務期間 6 ヶ月（1 年）に満たない労働者に対しても、給付すること。1 月、2 月に来日した外国人労働者に対する補償がない。特定活動で働く労働者（=難民申請中）にも支給すること。

・雇用保険が適用されない場合、外国人労働者は生活を保障する手段がない。少なくとも一定期間、生活保護制度を利用できるよう、在留資格の要件緩和を求める。

３．外国人留学生が学費を支払えない場合に、除籍させないよう通知を出してください。

・留学生が学費を支払えずに除籍になると、入管法上、3ヶ月以内に新たな在留資格を得られなければ、在留資格が執行する可能性がある。しかし学費の徴収そのものを禁止すると日本語学校が相次いで倒産し、結果的に同じ状況になってしまう可能性がある。そのため学費が外国人留学生が学費を支払えない場合、除籍せずに在籍することを認めるように求める。

４．差別的取扱いを禁止するよう徹底周知を求める。

・社会福祉協議会での生活福祉資金貸付制度を利用しようとした際に、外国人は利用できないと説明を受け、利用できなかった相談事例がある。外国人に対して差別的取扱いしないよう徹底周知するよう求める。

◎首都圏青年ユニオン

１．新型コロナウイルスの影響による休業であっても給与補償は義務であることの見解を明確にし、発信すること。

２．雇用調整助成金の手続きおよび条件を簡素化し、また申請から助成金支給までの期間についても、１週間以内とするなど大幅に短縮すること。

３．２を踏まえた上で、雇用調整助成金の活用の奨励を事業主に訴えかける取り組みおよび発信を強化すること。

４．雇用を守ることを条件に、休業をせざるを得ない事業主には、さらなる手厚い支援制度を創設すること。

５．新型コロナウイルスの影響を理由とする解雇や雇い止めは禁止にすること。

●障害者

◎共同連

1. 全国の事業所の中で様々な理由で売上高、事業高が減少している所への補填を早急にしていただきたい。
2. 来所できない障害者への収入補填をしていただきたい。
3. 職を失っている人々への生活資金の助成をしていただきたい。

２．文部科学省向け要請項目（回答要項目）

◎奨学金問題対策全国会議

１　貸与型奨学金の全ての借主・連帯保証人・保証人に対し、今後、最低１年以上の期間、一律に返還期限を猶予すること。

２　どうしても一律に返還期限の猶予ができない場合には、返還期限猶予制度の利用基準を大幅に緩和し、必要な人がもれなく返還期限の猶予が受けられるようにすること。

その際、特に、以下の点に留意すること。

（１）　返還期限猶予制度を利用するための現在の所得基準（年収３００万円以下、年間

所得２００万円以下）を大幅に緩和すること。
（２）　延滞があることによって、返還期限猶予制度の利用を制限しないこと。
（３）　所得、病気、障害等について厳格な証明資料を求めず、本人の申告も含め、柔軟に対応すること。
（４）　学資金の借主・連帯保証人・保証人の全てに対し、大幅に利用基準を緩和した返還期限猶予制度を個別に周知するとともに、利用を促すこと。
（５）　相談体制を人的・物的に拡充・整備し、簡易な手続で迅速に返還期限の猶予が受けられるようにすること。
（６）　新型コロナウイルスによる市民の経済生活、社会生活への影響が消滅したことが確認されるまでの間、今後利用する返還期限猶予制度の期間は、現在の利用可能期間である１０年に算入しないこと。
3　今回の事態に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、文部科学省より各大学・短大・専門学校等に対して、学費の延納・分納や減免などに柔軟に対応するよう周知徹底するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度の導入を要請すること。また、延納・分納を行う高等教育機関に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助すること。
4　高等教育の大学修学支援新制度については、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各大学で募集を行うこと。
5　家計急変や学生生活の困窮により大学等修学支援制度や奨学金の予定人員を上回る申請者が出ることを想定した追加予算措置を講じ、給付型奨学金と貸与型奨学金の拡充をはかること。

各団体からの提言

政策提言・要望

２０２０年4月 16 日

生活保護問題対策全国会議
事務局次長　田川 英信（社会福祉士）

当全国会議は、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、２００７年6月に設立された団体です。

今般、新型コロナウィルスの大流行で、生活困窮者が激増しています。それを受けて厚生労働省も４月７日に、社会・援護局保護課からの事務連絡として「新型コロナウィルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」を自治体に向けて発出されました。この事務連絡は、車の保有や、自営業者への適用等について、生活保護制度の柔軟な運用を求めるものであり、その迅速な対応について、心から敬意を表します。

しかしながら、未曽有の事態に、これだけでは十分なものとなっていないため、次のような要望をいたします。

記

１．生活保護のついての現状認識

生活保護の利用者は、最新のデータでは被保護実人員は 2,068,398 人であり、対前年同月比で 24,934 人減少（被保護世帯でみると 1,635,695 世帯。対前年同月比では 1,915 世帯減少）しています【被保護者調査（令和２年１月分概数）の結果】。ずっと保護利用者が増加していたにも関わらず、ここしばらくは、保護利用者・世帯ともにやや減少傾向が続いています。

この減少は、2013 年からの生活保護基準の引き下げ、さらには 2018 年からのさらなる引き下げにより、保護を利用できる対象世帯が減っていることの影響が大きいと考えられます。また、生活保護法そのものも２度にわたって法「改正」され、保護申請のハードルを上げ、扶養義務者の扶養を強く意識させるようになった結果、制度利用が難しくなっていることも影響しています。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）について、日本では 1979 年９月 21 日に発効しています。この規約 11 条１項は、すべての人について「適切な生活水準の権利」を保障しています。日本国が締結した条約は、誠実に遵守すると規定する憲法 98 条２項により、日本国政府・国会は、日本国内のすべての個人の「適切な生活水準の権利」を実現する法的義務を負っています。

相変わらず、諸外国に比べても生活保護の捕捉率が低いままという現状を変える必要があります。また、急増する生活困窮への不安を解消し、生活保護制度を始めとした制度・施策を周知し、その活用を呼びかけることで、命を救うこともできます。

当全国会議では、主要 7 か国の公的扶助制度を比較した書籍〔これがホントの生活保護改革　「生活保護法」から「生活保障法」へ〕（明石書店）を刊行しています。その書籍で詳述しているように、日本の生活保護制度は大変使いづらい制度になっています。今こそ、制度運用の改善に向けて、次のような課題に真摯に向き合うべきだと考えます。

2．具体的な提言

①制度の周知を徹底的に

社会保障制度の多くは申請主義です。申請主義ということは、制度を知らないことには制度利用につながりません。

その点で、韓国は朴槿恵政権時代に「社会保障給与の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律」を制定しています。これは、政府は社会保障給付の内容について行政は広報に努めなさいという法律です。この法律を受けて、経済的な困窮状態であるのにも関わらず、生活保護を利用していない人々（漏給層）をなくすことを、国や自治体が積極的に進めています。

今般、４月７日付で発出された事務連絡についても、弾力的な運用がされるようになったということを広く周知しないことには、制度利用につながりません。また、そもそも生活保護制度があるということを知らない、知っていても正しく制度を理解していない住民も多く存在します。その一因となっているのは、2012 年以来の生活保護バッシングで誤解や偏見が醸成されていることです。政府には、それらを払拭する責任があります。

広く、制度利用を働きかけるために、テレビやラジオ、新聞、インターネット（SNS や youtube など）を活用することで、生活困窮から自死したり、自暴自棄な行動を取ったりすることが無いよう、政府として広報に努め、制度の周知を図るべきです。

②急迫保護を積極的に

生活保護法４条の３項は「急迫した事由」に基づく「急迫保護」を規定しています。未曽有の事態に、これまで生活困窮に至ることを予見しておらず、また生活保護制度について全く知らない人々が多くいます。そういう方たちを絶望から救い、積極的に救済することが求められています。

今回の事態は、国民（外国人を含む。）全体が「急迫した事由」があるともいえ、すべての事例を「急迫保護」として取り扱うとすべきです。そうすれば、申請を待たずに職権保護することもできます。

事態の緊急性にかんがみて、稼働能力などの要件や、扶養義務の調査を行うことなく、保護開始決定を認めるべきです。仮に、資産が判明すれば、生活保護法６３条を適用し、返還いただくことで足ります。

③オンライン申請の実現

既に先進諸国ではオンラインによる申請が実現されています。申請しやすくするメリットがあるだけでなく、新型コロナウィルス感染対策としても有効です。

④資産要件の緩和

自己破産をする場合でも、3 か月分程度の資産については保有が認められています。しかし、生活保護制度では、資産がほとんどないこと（保護基準の 1 か月分を下回らないと保護が開始されず、保護基準 1 か月分の 2 分の 1 を超える分は収入認定され、開始月の保護費から差し引かれる）が条件となっています。

かねてから、ほとんど資産が無い状態にならないと保護制度を利用できないために、収入が増えて保護から脱却しても余力がなく、またすぐに保護を利用せざるを得ない、もっと自立しやすい制度をと望む声があります。

その点で、たとえば韓国では日本円で 400 万円ほどの資産は考慮せず、公的扶助の利用ができます。

また、ドイツでは今般の新型コロナウィルス問題で、資産要件を 6 か月間停止し、申請者がとりわけ大きな資産はないと宣言した場合には「実質的な資産はない」と見なすことにしました。これにより、経済的危機に直面した市民が、ミニマム生活以下に陥ることを防ぎ、預貯金を取り崩すことなくてすむように、という積極的な政策です。また、住宅扶助基準についても、6か月間、上限制限を停止し、現在住んでいる住居の実際の家賃額を給付しています。これにより、現在の住居を失わずに済むことになります。これらによって、120 万人の公的扶助利用者の増加、96 億ユーロ（1.1 兆円）の支出増加が見込まれるとのことです。今、求められているのは、このような積極的な政策ではないでしょうか。

また、自動車の保有要件について、今回の事務連絡では若干緩和していますが、他の生活用品と同様、地域の一般世帯の 7 割程度が保有しているものを認めるという、本来のあり方に切り替えるべきです。

⑤居宅保護の原則の徹底

居宅が無い方への対応で、無料低額宿泊所や簡易宿所などを利用するのが原則としている運用があります。しかし、これらの施設や更生救護施設などは感染リスクが高く、そもそもプライバシー保護上も問題があります。生活保護法が居宅保護を原則としている通り、施設保護から居宅保護への転換が求められています。一時的な居場所として施設を利用するにしても施設の個室化が必要です。

以上

2020 年 4 月 16 日

関係各位

認定ＮＰＯ法人自立生活サポートセンター・もやい
東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2Ｆ
理事長　大西連
Tel;03-6265-0137 Fax:03-6265-0307
https://www.npomoyai.or.jp/　info@npomoyai.or.jp

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者支援についてのご要望

私たちは、国内の貧困問題に取り組む NPO として、生活困窮された方や社会保障制度を必要とされている方への相談・支援をおこなっています。

現在、当法人にも新型コロナウイルスに関連して生活困窮した人が相談に訪れています。当法人は 4 月以降、相談体制を強化し緊急的に相談対応にあたっています。4 月 4 日におこなった相談会では通常の 1.5 倍、4 月 7 日の電話相談においてはこちらも通常の 2 倍の相談が寄せられました。

相談内容としては、例えば、

・ネットカフェ生活をしていたが、日雇いの仕事が減少し、数日前から野宿になった
・もともと失業していて現在の経済状況で仕事に就くこともできず家賃を払えなくなった

などがあります。

個別の状況はさまざまながら、新型コロナウイルスに関連した休業等のみならず、この数週間の急速な経済状況の悪化により、失業や収入が減少した人が多くいることを現場で感じております。

厚生労働省をはじめとして、各省庁は、通知等でできる範囲の要件緩和等は順次、必要に応じて発出していると考えています。しかし、たとえば、法改正をともなわなければならない可能性のある各支援策の要件緩和等には政治的にも踏み込むことができていない印象です。下記、生活保護等の各要件緩和等について要望いたします。

また、4 月 7 日に「緊急事態宣言」が発出され、東京都などは 10 日に事業所などへの自粛の要請など、緊急事態宣言を受けた都の対応を公表するとされております。たとえば、ネットカフェやマンガ喫茶など、遊興施設でありながら実際には多くの人が寝起きしている施設が営業停止になると、居場所を失う人が多くうまれます。都の調査によれば 1 日約 4000 人が他に居場所を持たず、都内のネットカフェ等で寝泊まりしているとされています。もしこれらの施設が営業停止になれば、この約 4000 人の人が寝泊まりする場所を失い、野宿等のリスクを負うことになります。

東京都はすでに補正予算で 12 億円を用意し、500 戸の緊急的な宿泊先や滞在場所を用

意するとしていますが、想定される 4000 人の需要に対して 500 戸では十分とは言えません。また、経済状況により今後、住まいを失う人はさらに増加し、宿泊場所の需要が高まることが見込まれます。これらの状況を踏まえて、下記を要望いたします。

下記、要望項目について、その実現に向けて取り組んでいただくよう、お願いいたします。

【生活保護制度について】

・生活保護の申請の際の「扶養照会」について、必要な人の申請を妨げる要因となることを防ぐこと、また、感染拡大のリスク軽減という状況もふまえ、一律におこなうのをやめ、保護決定後などに個別の事情に応じておこなうかどうかの判断をすること。

・生活保護の申請から決定までの期間について、原則 14 日間以内とされているところを、手続きを迅速化し、原則 3 日程度の期間で保護の要否を判断すること。

・各自治体において、住まいのない方の宿泊場所としてビジネスホテル等を確保した場合に、一カ月の宿泊費が住宅扶助基準を超える可能性があるが、地域ごとの事情に応じて柔軟にその費用を援助すること。（住宅扶助基準の例えば 1.5～2 倍程度であれば積極的に援助すること。またそれ以上の金額であっても柔軟に対応すること）。

・生活用品としての車の保有について、これを認めること。

・政府や地方公共団体等からの経済対策等で現金給付等の支援があった場合は、それを収入認定しないこと。

・生活保護制度についてや申請窓口の紹介等を積極的に広報すること

【住居確保給付金について】

・資産要件を撤廃すること。

・支給期間を最長 12 カ月に延長すること。

・申請日によらず収入状況等を勘案して遡及して支給すること。

【生活福祉資金貸付について】

・窓口の混雑を避けるためにオンラインでの申請と貸付が可能となるよう体制整備をおこなうこと。

・窓口業務にあたる人員を増強すること。

【ネットカフェなど住まいがない人への緊急的な宿泊先の支援について】

・ビジネスホテルの借り上げや政府や自治体の持つ宿泊施設等を積極的に活用し、住まいを失った人の宿泊先の受け皿として早急に用意すること。また、政府はその予算を確保し、各都道府県や各自治体等を支援すること。

・上記宿泊先等で寝泊まりする人が早期にアパート等の住居に移行できるように、生活保護等の各制度を活用しながら、積極的な支援をおこなうこと。そしてそのための予算措置を

おこなうこと。
・東京オリンピック・パラリンピックの選手村として活用予定であった宿舎を活用すること。

【上記以外の低所得者等への支援について】
・全世帯に対して一人月に 10 万円程度の現金給付を複数月（2～3 か月）にわたっておこなうこと。
・子育てをしている世帯や、障害者のいる世帯、介護を必要とする者のいる世帯など、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言を受けた事業の停止などにより影響を受けた世帯に対し、追加の現金給付を含めた支援策を検討し、実施すること。
・社会保険料（特に基礎年金部分）について、支払い猶予ではなく免除とすること（6 か月～12 か月）。
・公共料金について、一般世帯は支払猶予に、低所得世帯（例えば、住民税非課税世帯等）については、支払い免除とすること（6 か月～12 か月）。
・住居喪失を防ぐために、新型コロナウイルスに関連した家賃滞納等を理由にした賃貸借契約の解約を無効とするよう、法改正も含めて検討すること。また、不動産関連団体に対して、上記のような場合において賃貸借契約を解除しないよう、要請すること。

コロナショックに対する緊急住宅支援の政策提案

2020/4/9

住まいの貧困に取り組むネットワーク　世話人　稲葉剛

新型コロナウィルスの感染拡大を発端とする経済の混乱により、雇用は継続しているものの、事業所の休業や勤務時間の削減などにより減収した被雇用者、仕事が減って窮地に立つフリーランスや自営業者が増えています。減収によって家賃の支払いが困難になり、住居を喪失する人が急増することが懸念されます。

住居を喪失した人は、ネットカフェ等の終夜営業の店舗に移ることが予測されますが、そういった施設は閉鎖的な空間であり、困窮により体力が落ちた利用者の間で集団感染するリスクが非常に高いと思われます。

また、住居を喪失した人が生活保護を申請したとしても、首都圏の福祉事務所では複数人部屋の宿泊施設（無料低額宿泊所）を紹介されることが多いため、感染症予防の観点では「野宿の方がはるかにマシ」（ホームレス支援に関わる医師の言葉）という状況になっています。

このように、コロナショックにより深刻化しつつある「住まいの貧困」を解決するため、諸団体・個人の連名で以下の政策提案をしたいと考えています。

ご検討よろしくお願いいたします。

【新たな住居喪失者を生まないための対策として】

1．経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への立ち退き行為を禁止する。

・公的住宅（公営・UR・公社）では、家賃の減免や家賃徴収を猶予できる制度を積極的に活用し、家賃滞納者への立ち退きを禁止する。

・民間賃貸住宅の家主に対しても、追い出し行為を行なわないことを政府が要請するとともに、家主に対して損失を補償する制度を新設する。

【住居を喪失した人への住宅支援策として】

1．　公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償提供する。

・リーマンショック時に公的住宅のストックを活用した先例がある。

国土交通省「離職者の居住安定確保に向けた対策について」（2008 年 12 月 24 日）

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000007.html

2．　改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。

・災害時の「みなし仮設住宅」制度を参考にする。

【資料】

＊公営住宅法

第１６条５項　事業主体は、第一項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

＊東京都営住宅条例

第十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、一般都営住宅の使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

一　使用者又は同居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害による被害を受けたとき。
二　使用者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き十日以上一般都営住宅の全部又は一部を使用することができないとき。
三　使用者又は同居者が、失職、疾病その他の事由により著しく生活困難の状態にあるとき。
四　使用者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。

2　前項に定めるもののほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、一般都営住宅の使用料を減額することができる。
3　前二項の使用料の減免の額及び期間は、知事が実情を考慮して定めるものとする。
4　第一項の使用料の徴収の猶予期間は、六月を超えることができない。
5　使用者は、第一項又は第二項の規定により使用料の減免又は使用料の徴収の猶予を受けようとするときは、知事に申請しなければならない。
6　保証金の減免及び徴収の猶予については、前各項の規定を準用する。

新型コロナショックに対する休業補償・失業対策
および外国人労働者の生活保障に関する政策提案

NPO 法人 POSSE

新型コロナの影響を受け、休業に伴う収入の減少や失業等のリスクが高まっています。NPO 法人 POSSE には 2 月末から 4 月 9 日の時点で、600 件をこえる労働・生活相談が寄せられています。休業補償に関する相談が多くを占めていますが、次いで解雇・雇い止めに関する相談も増加しています。

労働者の雇用を休業補償によって維持していくこと、失業してしまった場合に生活の保障をしっかりと行わなければ失業と貧困が拡大し、社会不安が増大していくことになります。

また、外国人労働者の多くも、日本人労働者と同様に厳しい状況に置かれていますが、雇用維持のための休業補償はもとより、失業した場合の生活保障から排除されている現状があります。外国人労働者の生活を守るための緊急的な対応が必須です。

このような状況を踏まえ、当面の対応として以下の政策提案を行いたいと思います。

■失業対策

【解雇・雇い止めの規制】

一度離職してしまえば再就職は容易ではなく社会全体で失業が拡大する。また企業の側も再度雇用することには困難が伴う。危機のあとを見据え、少なくとも一定期間、解雇・雇い止めを規制するべきである。

１．少なくとも一定期間、解雇・雇い止めを規制することを求める。

・当然のことながら、解雇・雇い止め規制は、国による労働者の休業補償が不可欠である。

【休業補償】

大規模な失業の発生を防止するため、休業補償の拡充を求める。

１．休業せざるを得なくなった企業の労働者に対して、国の責任で、一律に休業補償を行うことを求める。

２．低賃金労働者の休業補償は賃金の 100%以上の補償を求める。

・働いていたとき低賃金だった労働者の多くは、労基法上で定められている 60%の休業補償では生活を維持することができない。特例措置として 100%以上の賃金を補償するべきである。

３．雇用調整助成金の上限を引き上げることを求める。

・支給額には上限額（8,330 円/日）があるため、日額換算した賃金額が 8,330 円を上回る場合、企業にも財政的負担が生じる。その負担を忌避して助成金を申請しない企業がある。こ

うした対応を防ぐためには、上限額の引き上げや撤廃を検討する必要がある。
４．労働者からも休業補償を直接請求できるような仕組みを整えることを求める。
・上記の理由などから、企業が助成金を申請せず、労働者が休業補償を受け取れないケースがある。そのため、労働者側からも請求できる仕組みを整える必要がある。

【雇用保険制度】
　失業した労働者の生活を保障するために、雇用保険制度について下記の措置を求める。
１．自己都合退職による給付制限期間（3 ヶ月）を適用しないことを求める。
２．離職理由による給付日数差を適用しないことを求める。
３．給付期間を延ばすために個別延長給付、地域延長給付の大規模な適用をすることを求める。
・新型コロナの影響で、新規に仕事を見つけることは困難である。そのため特例措置として失業手当の給付期間の延長を求める。
・リーマンショックがあった 2009 年度の個別延長給付は 55 万人。
４．失業手当の給付資格の緩和すること。
・新型コロナによる影響で、雇用保険の受給要件を満たさない雇用期間で失業せざるをえなくなった労働者が発生している。特例措置として働いた期間が受給資格を満たさない労働者に対しても失業給付を認める措置を取る必要がある。
・仕事が無くなったフリーランスも失業手当を適用拡張するように求める。
5. 実際に離職していなくても、失業しているものとみなして雇用保険（失業等給付）の基本手当を受給できるよう求める。
※激甚災害法（昭和 37 年法律第 150 号）の規定を参照。この特例措置は、事業所が直接的な被害を受けた場合に限られる。この場合、原則、労働基準法第 26 条（休業手当）に規定する「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないものと解され、事業主に休業手当の支払い義務は生じない。

■外国人労働者への対応
１．外国語での情報発信を拡充することを求める。
・情報発信の多言語化を行うこと。ニューヨーク州のプレスリリースは、英語のほかスペイン語、ロシア語、韓国語、中国語、ハイチ・クレオール、ベンガル語で行われている。
・コロナ情報、社会保障制度、医療、公共料金の支払いについて。
２．外国人労働者への生活保障の拡充を求める。
・失業給付の拡張。勤務期間 6 ヶ月（1 年）に満たない労働者に対しても、給付すること。1 月、2 月に来日した外国人労働者に対する補償がない。特定活動で働く労働者（=難民申請中）にも支給すること。
・雇用保険が適用されない場合、外国人労働者は生活を保障する手段がない。少なくとも一

定期間、生活保護制度を利用できるよう、在留資格の要件緩和を求める。
３．外国人留学生が学費を支払えない場合に、除籍させないよう通知を出してください。
・留学生が学費を支払えずに除籍になると、入管法上、3ヶ月以内に新たな在留資格を得られなければ、在留資格が執行する可能性がある。しかし学費の徴収そのものを禁止すると日本語学校が相次いで倒産し、結果的に同じ状況になってしまう可能性がある。そのため学費が外国人留学生が学費を支払えない場合、除籍せずに在籍することを認めるように求める。
４．差別的取扱いを禁止するよう徹底周知を求める。
・社会福祉協議会での生活福祉資金貸付制度を利用しようとした際に、外国人は利用できないと説明を受け、利用できなかった相談事例がある。外国人に対して差別的取扱いしないよう徹底周知するよう求める。

【参考】
・緊急事態宣言で増える「休業手当の不払い」　厚労相会見への疑問点(今野晴貴) - Y!ニュース（2020年4月7日）https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200407-00171979/
・緊急事態宣言で「休業手当」が出なくなる？　厚労省の見解に波紋(今野晴貴) - Y!ニュース（2020年4月6日） https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200406-00171835/
・「倒産する」「業務進まぬ」などで在宅勤務を拒否　従業員から不満の相談相次ぐ(今野晴貴) - Y!ニュース（2020年4月3日） https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200403-00171259/
・サイゼリヤでコロナ助成金の「不使用」が問題に　独自の”特別休暇“に不満や疑問の声(今野晴貴) - Y!ニュース（2020年4月2日） https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200402-00171115/
・「パート、派遣は全員解雇」「手当は出さない」　コロナ関連労働相談に見る「変化」(今野晴貴) - Y!ニュース（2020年3月30日） https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200330-00170503/

2020年4月16日

厚生労働省大臣　加藤 勝信　殿

首都圏青年ユニオン
執行委員長　原田　仁希

新型コロナウイルスの影響による雇用対策に関する要望書

首都圏青年ユニオンの分会である飲食店ユニオンには、新型コロナウイルス関連の労働相談が多く寄せられています。その相談のほとんどは休業に入っているにもかかわらず休業手当が出ない、あるいは事業主から出せないと言われているなど、補償なき休業の問題です。また、事業主としても、この事態がいつまで続くのか見通しがない中で、休業および補償また事業存続の計画を立てられない状況です。
さらには、非正規労働者を中心に解雇や雇い止めが相次いでいます。そして、多くの労働者が生活維持困難な状況になっています。
このような状況を打開するために、緊急的に、以下の対策・政策の実行を求めます。

【対策1】新型コロナウイルスの影響による休業であっても給与補償は義務であることの見解を明確にし、発信すること。
【対策2】雇用調整助成金の手続きおよび条件を簡素化し、また申請から助成金支給までの期間についても、1 週間以内とするなど大幅に短縮すること。
【対策3】対策 2 を踏まえた上で、雇用調整助成金の活用の奨励を事業主に訴えかける取り組みおよび発信を強化すること。
【対策4】雇用を守ることを条件に、休業をせざるを得ない事業主には、さらなる手厚い支援制度を創設すること。

【対策5】新型コロナウイルスの影響を理由とする解雇や雇い止めは禁止にすること。

以上、速やかな対策を求めます。

共同連代表　齋藤　縣三

共同連は、1984 年に誕生した全国の障害ある人、ない人の共に働くネットワークの組織ですが、先日 3 月 21 日の運営委員会で出された各地の団体の意見は次の通りでした。

1)共に働く事業所は、その事業内容によって影響は大きく異なっている。
①イベントなどでの販売に依頼している団体(パン、クッキー、菓子などの食品や雑貨の販売)はイベントが軒並み中止となり、大きな打撃を受けている。自分たちのバザーやイベントも開けない。
②学校や施設などに納品している(弁当や食品)所は、休校、休館などにより、その分の売り上げが 0 となっている。
③飲食店など開いている所（食堂、カフェ）も客数が大幅に減少し、売り上げが 1，2 月に比べ格段に減少している。
2）事業所に通所している障害者本人や家族が、不安や心配で休む人が出てきている。*その分事業所に入る給付費が減る。
3）就労・生活の相談を行っている所でも、就職先の確保が難しくなっている。
4）公衆トイレの清掃を請け負っている所では、各トイレに補充しているトイレットペーパーが盗まれ困っている。
5）名古屋では生活困窮者の相談支援を行っているが、このところ、急激に仕事を失う人の相談が寄せられてきている。県社協の生活福祉資金の緊急個口資金の申し込みが増えている。これまでとは違って、コロナ問題で職を失った方などには審査が緩くなって今貸し付け対応がなされるようになった。それは良いが、逆にそれ以前から仕事を失っている人も同様に仕事に就けなくなっているにもかかわらず、それらの人は相変わらず厳しい基準で貸し付けがなされない。

以上、この前の会議に寄せられていた意見であり、それらを踏まえて、緊急対策として次のような点を要望したい。

1. 全国の事業所の中で様々な理由で売上高、事業高が減少している所への補填を早急にしていただきたい。
2. 来所できない障害者への収入補填をしていただきたい。
3. 職を失っている人々への生活資金の助成をしていただきたい。

提言書

内閣総理大臣　安倍　晋三　殿
財務大臣　　麻生　太郎　殿
厚生労働大臣　加藤　勝信　殿

２０２０年４月６日

非正規労働者の権利実現全国会議
代表幹事　脇田　滋（龍谷大学名誉教授）
同　　中村和雄（弁護士）
（連絡先）事務局長　村田浩治（弁護士）
〒５９０-００４８堺市堺区一条通２０番５号銀泉堺東ビル６階
堺総合法律事務所
℡ ０７２２-２１-００１６ fax ０７２-２３２-７０３６
e-mail:murata-koji@nifty.ne.jp

当全国会議では、３月１８日から、非正規雇用労働者及びフリーランスの方を対象に、インターネットを通じて新型コロナウイルス感染症の拡大による仕事・雇用への影響についてのアンケートを実施し、雇用、生活をめぐる状況を把握してきました。

このアンケートには、規模や方法で大きな限界がありますが、同アンケートには、３月３１日までに２７２件の声が寄せられました。

これらの寄せられた声から、自営業者、中小零細業の労働者、非正規雇用（有期雇用、派遣労働、パート、アルバイトなど）、請負・委託など雇用でない形態での就業者（以下、「フリーランス」）が新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・仕事を失い、これらの方やその家族の生活が脅かされていること、また日々の業務においても感染の危険にさらされたり、より一層の過重労働によって健康を脅かされていることの一端が明らかになっています。

そこで、これらのアンケートに寄せられた声を踏まえて、当全国会議では、政府に対し、以下の提言を行います。

第１　提言内容

１　非正規雇用労働者・フリーランスの雇用・仕事を守ること

（１）雇用の継続　解雇・濫用的雇い止め禁止

経営者・使用者による安易な解雇、雇い止めを厳しく規制すること。特

に、派遣切り、非正規切りなど、弱い立場の労働者が雇用を失い、生活の保障を無くさないような法規制を含め、非常時に対応する特別措置をとること。

（２）雇用における休業補償

経営者・使用者に対し、賃金全額相当の休業手当を支払うよう指導するとともに、政府は、企業の支払う休業手当が全額相当でないときまたは休業手当を支払わないときは上乗せして１００％の補償をする特別の措置をとること。とくに、勤務時間・シフトの削減なども「使用者の責による休業」であり、本来は、民法５３６条２項に基づく賃金支払義務（少なくとも労基法２６条に基づく休業手当支払義務）があることを企業（使用者）に徹底させること。

（３）フリーランスに対する契約打ち切りの制限、休業（所得）補償

フリーランスに対する安易な契約解除・打ち切りを制限する特別措置をとること。また，仕事を失ったフリーランスに所得補償の特別措置をとること。

（４）特に被害の大きい業種についての特別の措置

観光、旅行、イベント、飲食、旅客運輸などの仕事の打ち切り、キャンセルが格段に多く被害の大きい業種を特定し、雇用安定を図るための格段の特別措置をとること。

２　職場における労働者の安全・健康確保

（１）医療、介護、福祉、教育などの業種についての特別の措置

医療、介護、福祉、教育など対人サービスに従事する人が、感染の危険を避けて安全に働けるように、これらのサービス従事の現場では、①経営者に対して感染症対応の安全管理を徹底させること、②安全確保のための必要な物資（マスク、消毒剤、防護服など）の提供、③人員確保支援など、働く人の生命・健康を最優先する特別措置をとること。

（２）非正規雇用の労働者も含めた全労働者に対する安全確保措置の実施

働く現場での安全確保措置について、経営者（派遣元・元請事業主を含む）が、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との間に不合理な待遇差を設けることがないように厳しく規制すること。

３　非正規雇用労働者及びフリーランスを対象とする本格的実態調査の実施

政府として、最も深刻な被害を受ける非正規雇用労働者やフリーランスなどを対象に本格的な実態調査をすること。

第２　提言の理由

１　提言１について

（１）雇用維持・確保を徹底させる必要性

政府は、厚生労働大臣名義で、経済団体（使用者団体）に対する雇用維持の呼びかけを行いましたが、きわめて弱い要請に過ぎません。

感染者が急激に増えた欧州諸国では、政府が、企業に雇用継続を求める措置を出しています。特にイタリアは６０日間の解雇禁止措置に踏み出しています。政府は、雇用調整助成金支給要件改善や企業向け特別融資を実施していますが、こうした公的助成を受ける企業には解雇禁止の要件を付すことが必要です。

アンケートでは、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇や雇い止めを受けたり、退職勧奨（強要）された労働者の声が寄せられています。特に、非正規雇用労働者は、元々、継続雇用の保障が十分になされていない不安定な働き方であり、正規雇用以上に、雇用を失うことが多くなっています。特別な規制・措置を行い、雇用維持・確保を徹底させる必要があります。

具体的には、原則として新型コロナウイルス感染症（感染やその危険等）及びその影響（客足の減少や事業の縮小等）を理由とする雇い止め、内定取り消しを禁止すること、また、労働者からの相談を無料で受けるための、労働者支援の公的行政体制を整えること、また、濫用的な雇い止めをさせないために、雇用継続を要件に経営者を財政的に支援することなどが必要です。

【アンケートの声】

〇アパレル関連の販売に従事するアルバイトの女性。営業時間の短縮、勤務店舗の閉店のために、自宅待機・勤務時間減少、そして雇い止めに遭った。収入が減少したが、転職先を探そうにもどこも同じような状況で求人があるのか、採用されるのか心配（北海道、３０代、女性 No.４）

〇旅行・観光業のパートタイマー・アルバイト。全社休業につき非正規パート全員解雇（神奈川県、３０代、女性 No.２３７）

〇不動産業の契約社員。呼び出しされた翌日から契約満了まで自宅待機命令。満了後契約終了。（千葉県、３０代、女性 No.２７０）

（２）雇用における休業補償の必要性

アンケートでは、仕事の減少を理由に自宅待機を命じられたり、勤務時間・シフトを減らされ、収入が減少したという非正規雇用労働者の声が寄せられています。

労働者にとって賃金は生活の糧であり、賃金が減少することより、その労働者・その家族の生活が脅かされることになります。

本来、事業者の判断で休業を行った場合には（不可抗力の場合を除いて）休業手当を支払う義務がありますが、このような場合に休業手当が支払われていない事例が散見されます。したがって、まずは企業に休業手当を支払うべき場合にきちんと支払わせるよう指導する必要があります。なお、新型コロナウイルスに便乗して、休業すべきかどうかを十分検討せずに自宅待機を命じたり勤務時間数を削減したり、ひいては解雇・雇い止めをすることは違法であり、その場合には休業手当ではなく民法５３６条２項に基づいて１００％の賃金を支払う義務がありますので、事業者及び労働者にその点を周知する必要があります。

休業手当に関しては、厚生労働省が公表している「新型コロナウイルスに関するＱ&Ａ（企業の方向け）令和２年３月３０日時点版」問５に「労働基準法第２６条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の１００分の６０以上）を支払わなければならないとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。」「具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。」とあります。具体例が示されてはいるものの、新型コロナウイルス感染拡大を一律に「不可抗力」と解して休業手当を支払わない事業者もあると思われます。また、真に「不可抗力」で休業手当の支払義務がない場合、その負担は労働者が負うことになります。非正規雇用労働者は普段から低賃金で働き預貯金も十分でない人が多く、毎月得られるはずの賃金が得られないことは、生活困窮に直結します。労働者に「不可抗力」による負担を負わせるべきではありません。

さらに、休業手当は、本来の賃金の６割に過ぎない（正確には６割以上支払う義務ですが、多くの場合６割しか支払われません）ため、もともと正社員との賃金格差があり、低賃金が横行している非正規雇用の労働者にとっては休業手当だけでは生活できないおそれがあります。

そこで、政府が労働者に対し、休業手当に上乗せして、又は休業手当が支払われない場合でも、１００％の補償をするための特別の措置をとる必要があります。

また、非正規雇用労働者は時給や日給で働いている場合が多く、勤務時

間・シフトの削減による収入減少は、休業手当のみで解決することはできません。このような非正規雇用労働者に対して迅速かつ特別の所得補償を行う必要もあります。

この点、日経新聞（２０２０年３月２６日）によれば、米欧では、雇用危機回避のために、失業給付や賃金補填を拡充しています。米国は「解雇された人に４ヵ月の休業補償」、ドイツは「休業・時間短縮にともなう賃金減の６０％などを政府が補填する制度の要件緩和」、フランスは「休業中の政府補填額を２ヵ月間、最低賃金から原則全額に拡大」、英国は「休業を強いられる従業員の給与の８０％を３ヵ月間、政府が肩代わり」、イタリアは「休職か時短勤務になっている人に給与の８０％相当を支給」、スペインは「一時的解雇した従業員への手当の給付条件を緩和」などの緊急の導入が相次いでいます。なお、韓国では、京畿道とソウル市で、漏れなくすべての住民を対象とした「災害基本所得（ベーシックインカム）」の支給を決め、政府の措置で同様な所得補償をすることが議論されています。

【アンケートの声】

〇イベント会場施工のアルバイト。コロナによるイベントの減少により正社員を優先するために、２月末から４月末までアルバイトは自宅待機となり仕事がなくなった。約２か月間収入がなくなった（大阪府、２０代、女性 No. １１）

〇小中学校向け塾講師。小中学校の休校に合わせ３／４～３／１３の間の授業がなくなり、必然的に合計５コマ(約９時間)休まざるを得なくなった。３月分のパート収入がほぼ半減する見込み。（埼玉県、２０代、女性、№４５）

〇製造業補助。元々停滞していた仕事量は、夏あたりに上昇すると言われていたが、コロナにより一層低下し、帰休が増えた。社員には８割の給与があるがパートには何もない。（愛知県、４０代、女性、№５０）

〇飲食店のホールスタッフ（契約社員）。客足激減の為正社員以外は２０日間の出勤停止。来月の手取りが半額以下になる見込みで、家賃光熱費等の支払いが足りない。元々貯金する程の手取りも貰っていないので貯金もなく、来月以降の生活を考えると涙が出てくる。（埼玉県、２０代、女性、№６６）

（３）フリーランスに対する契約打ち切りの制限、休業（所得）補償

アンケートでは、仕事のキャンセル・契約解除されたが、現在の状況では、別の仕事もなく、いくら個人的に努力をしても仕事を見つけることが

できないというフリーランスの声が目立っています。

フリーランスにとって仕事の報酬は生活の糧であり、これが減少することにより、その方やその家族の生活が脅かされることになります。仕事がキャンセルされたり契約解除されたりしても、労働法のルールではなく民法のルールによって解釈されるため、雇用による労働者に不十分ながら認められている補償すらありません。アンケートにも悲痛な声が寄せられています。

まずは、フリーランスに対する新型コロナウイルス感染症及びその影響を理由とした安易な契約解除・打ち切りを制限する特別措置をとる必要があります。

また，政府は、フリーランスに対する所得補償については、子どものいるフリーランスに限定して、休校要請に基づき休んだ日についてのみ、労働者の約半額である１日４１００円の補償しかしません。このような補償では、極めて不十分です。フリーランスやその家族の生活を保障するためには、仕事を失ったフリーランス全員に対して、迅速かつ特別な所得補償の措置をとる必要があります。

世界的には、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による休業に対して、労働者（被雇用者）に対する賃金補填以外に、自営業者への緊急支援の必要が指摘され、実施されようとしています。例えば、イギリス財務相は３月２６日、「コロナウイルス自営業収入支援スキーム」として、この間、収入を失った個人事業主を対象に所得の８割相当額を１カ月最大２５００ポンド（約３２万円）まで給付金を６月から始まり３か月分一括支給することにしたと報じられています。

【アンケートの声】

〇フリーランスの音楽教室講師。３週間レッスン休講。今後の再開は政府見解次第。３月は無給となりそう（神奈川県、４０代、女性 No.１２）

〇資格試験の試験監督など、フリーランスで働いている女性。ウイルスの影響で試験実施に影響が出て中止になり、請負契約による仕事がキャンセルされた。来月の収入減少が怖い。仕事に応募しても採用されない。（千葉県、４０代、女性 No.７６）

〇出版関係のフリーランスで漫画・イラストレーターの仕事をしている女性。仕事のキャンセル＝請負・委託の解除に遭った。子どもが家にいるため働けない。テレワークの夫、休校での子どもがいること、もし感染したときに備える準備などで、働く時間が変更・減少している。子どもは外遊びが必要な年齢だが、安全な所を探すのが難しい（神奈川県、４０代、女性 No.１）

○グラフィックデザイナーでフリーランスで働く男性。イベント広告等が、校了直前のイベント自粛で保留状態になった。（東京都、４０代、男性 No.２）

○インストラクターのフリーランス。スタジオ内消毒のため、と急に店が休みになり、仕事がキャンセルされた。こちらの都合ではないので、何かの保証はないかと問い合わせしたが、とくに報酬を支払う予定はないと言われた。（神奈川県、４０代、女性 No.８９）

○翻訳・通訳のフリーランス。学会・国際会議・海外からの商談・講演会などがキャンセルになり、通訳がキャンセル、翻訳の依頼が激減（兵庫県、５０代、女性 No.２０９）

○イベントＭＣのフリーランス。土日、祝日のイベントＭＣ現場が３月は８本キャンセルに。（埼玉県、４０代、女性 No.２２１）

○演奏家、ピアノ講師のフリーランス。大きなものからイベントのキャンセルが相次ぎ、小さなものもライブハウスが自粛。生徒は高齢の家族がいる人はレッスン退会。終息の気配もないため新規入会も見込めず。（東京都、４０代、女性 No.２４３）

（４）特定の業種に対する特別の措置の必要性

観光、旅行、イベント、飲食、旅客運輸などの業種で、仕事の打ち切り、キャンセルが格段に多くなっています。これらの業種では、元の状態に戻る見込みも立たず、状況はきわめて深刻です。雇用の危機が労働者にしわ寄せされる危険が高まっています。こうした深刻な業種を特別に指定し、雇用安定のための特別措置を、迅速かつ財政的な根拠をともなってとるべきです。

【アンケートの声】

○イベント会場施工のアルバイト。コロナによるイベントの減少により正社員を優先するために、２月末から４月末までアルバイトは自宅待機となり仕事がなくなった。約２か月間収入がなくなった（大阪府、２０代、女性 No.１１）

○音楽演奏家・指導者のフリーランス。殆ど全ての仕事がキャンセルされ、収入がほぼ０です。（愛知県、４０代、男性 No.１０）

○飲食業の契約社員。テレワーク、自宅待機・勤務時間の減少。同僚が出社できなくなり、事務所の頭数が減り電話対応などが滞った（東京都、５０代、女性 NO.９）

○飲食業で給仕、配膳、接客などのパート。宴会予約のキャンセルにより、出勤日数減。（静岡県、３０代、女性 No.７）

○飲食業でホールスタッフのアルバイト。週５勤務から週３勤務になり、

自宅待機・勤務時間減少で収入減（千葉県、３０代、男性 No.８）
○スポーツ・イベントの仕事を自営。キャンセルが続き、仕事が３ヶ月ないため、日雇バイト生活。会社自体もあぶなく、無収入。給付金と給与補償を希望（埼玉県、３０代、男性 No.６）
○車内販売サービスのパートタイマー・アルバイト。コロナウィルス対策の為の販売列車削減がされています。社員は給料が毎月保障されていますが、パート、アルバイトは、コロナウィルスが理由で、世間もこのような状況だからという事で、休業補償なしで休みを多く取ってもらうよう指示がありました。労働組合もない会社なので、意見を言う場所もありません。毎月の休みは選べず、仕事内容も社員と全く同じですが、昔から、緊急時の安全確認の電話は、パートアルバイトには必要がないなども含めてかなりの待遇の差別がありました。（神奈川県、３０代、女性 No.１５７）
○舞台スタッフのフリーランス。舞台スタッフで一番わかりやすい雇用形態は日雇い労働です。３月いっぱいの仕事(舞台演目)、および５月いっぱいの仕事(演劇祭)が政府からの自粛要請を受け、それぞれ公演中止、時期未定延期になりました。よってその期間の収入がありません。フリーランスの舞台スタッフは仕事がある時とない時が時期によってまちまちで、もともと４月は現場数の少ない月でしたから、補填にはなり得ません。これにより無くなった収入は約７０万円程です。現時点での影響で７０万不足しているので来年の住民税のことを考えると頭がいたいです。（京都府、３０代、女性 No.１６９）
○ホテル客室清掃のパートタイマー・アルバイト。ホテルの利用客が激減して清掃する部屋数が減ったので勤務時間が減ったり、休みが増えた。今はまだ有給があるのでそこまでではないが、４月以降、有給を消化しつくしたら給料が半分近くしか補償されないので大変。（愛媛県、４０代、女性 No.２０８）
○ホテル・婚礼配膳の派遣社員。週５、６日フルタイムから週１日６時間程度に時間数が減少した（奈良県、２０代、男性 No.２１５）
○ＩＴ情報サービス業の派遣社員。社員はテレワーク、派遣社員は全員テレワーク不可とのことで休業扱い（給与補償６割）（東京都、３０代、女性 No.２６９）

２　提言２について
（１）医療、介護、福祉、教育など、感染の危険がある対人サービスに従事する人の安全、健康維持を守るための特別な措置の必要性
　これら分野で働く人々は、感染の危険に露出される仕事を担当しており、

実際に感染した人も出ています。もし、これらの業務に従事する人に感染が広がれば、中国や欧州諸国のように、医療、介護、福祉、教育そのものが崩壊する非常事態になりかねません。

また、これら分野は、平時でも人手不足のために、長時間労働など過酷な労働条件で働いており、過労死の事例も問題になっています。今回の新型コロナウイルス感染症対応のために一層、長時間労働を強いられ、危険と過労に苦しむことになっています。これら分野の労働者支援が必要です。そのためには、大胆な財政支出に基づいて人員を大幅に増やして過労で倒れる人が出ないようにする必要があります。

【アンケートの声】

○介護職の契約社員。マスク、消毒液の不足。職員不足。職員不足は慢性的だが、感染症対策で職場は緊張感が高まっている。（栃木県、４０代、男性、№１５０）

○医療・福祉現場で調理を担当する契約社員。消毒や衛生管理等、業務の増加。感染防護はとても十分に行えず、絶望的に運任せ（東京都、４０代、男性、№１５３）

○医療現場で医療機材などの仕訳を担当。医療機関は今回の事象により、より一層の院内の消毒や感染対策などの負荷が増え、医療用マスク、消毒用品などの入荷遅延、在庫不足などに不安が生じている。（千葉県、６０代、男性、№１８９）

○高齢者介護施設で生活援助を行う派遣社員。休校措置や体調不良で働けなくなった職員の分、一日の勤務内容の負担が重くなった。（東京都、５０代、男性、№２２５）

（２）感染防止措置などの安全確保措置を行うに当たって、非正規雇用の労働者について、正規雇用の労働者との間に不合理な待遇差を設けることがないよう厳しく規制する必要性

使用者は、当然のことながら、正規雇用に対してのみならず、非正規雇用の労働者に対しても、その生命・身体等の安全を確保しながら労務を提供できるよう配慮する義務を負っています。

しかし、現在、通勤中の感染を防ぐためのテレワークへの移行措置について正規雇用の労働者のみを対象に行うなど、感染防止措置などの安全確保措置を行うに当たって、正規雇用・非正規雇用で労働者間に不合理な差を設ける企業が見受けられます。

このような差別的な措置は、非正規雇用の労働者の生命・身体の安全を危険にさらすものであり、これを厳しく規制する必要があります。

【アンケートの声】

○小売業でＯＡ事務を行う派遣社員。社員のみリモート、派遣は通常出勤。毎日感染リスクのある満員電車で通い、精神的な疲労感はあります。８０代の両親と同居なので。（東京都、４０代、女性、№１８２）
○営業事務を行う派遣社員。時差出勤にしても、自宅勤務にしても、派遣は対象外。（東京都、４０代、女性、№１９３）
○物流管理を担当する派遣社員。正社員のみテレワーク。派遣は対象外。派遣のみ出勤してる部署あり。雇用形態で差別。（東京都、５０代、女性、№１９９）

３　提言３について

上記で述べた様々な措置をとり、働く人の雇用と仕事、その安全を確保するためには、まずはこれらの人々の実態を把握する必要があります。

当全国会議が行うアンケートや他の民間のアンケートでは、その規模や方法で大きな限界があります。

したがって、政府が先頭にたって、最も深刻な被害を受ける非正規雇用労働者やフリーランスなどを対象に、本格的な実態調査を行い、その実態を把握する必要があります。

以上

資料1

新型コロナウィルスによる仕事・雇用への影響　緊急アンケート

■実施主体：非正規労働者の権利実現全国会議（代表幹事：脇田滋、中村和雄）
■実施年月日　2020年3月18日～1次集約　2020年3月31日（現在もアンケートは継続中）
■対象：非正規雇用労働者、フリーランス等
■実施方法　非正規労働者の権利実現全国会議のHPにおいてWebによる回答を求める

■第1次集約結果（2020年3月18日～2020年3月31日）

	アンケート数	272

Q1　年齢	10代	1
	20代	36
	30代	71
	40代	99
	50代	54
	60代～	11
	合計	272

Q2　性別	男性	58
	女性	211
	その他	3
	合計	272

Q3　勤務形態	契約社員（フルタイムの有期雇用社員）	31	
	派遣社員	66	
	パートタイマー・アルバイト	86	
	フリーランス	76	
	その他	13	パート＆フリーランス（1）、パート＆非常勤職員（1）、育休交代臨時職員　（1）、契約社員＆パート（1）、自営業　（2）、正社員（2）、専業主婦（1）、派遣＆パート（1）、非常勤職員（1）など
	合計	272	

※個々の回答をある程度、類型化してカウントしています

Q4　業種	旅行・観光またはその関連（宿泊施設、運輸業など）	22	
	イベント関連	25	
	文化・スポーツ講師等	13	
	飲食・小売	39	
	医療・福祉	24	
	公務公共サービス	15	
	教育関連	37	
	IT関連	12	
	製造業	21	
	通訳・翻訳	7	
	印刷・出版	7	
	その他	50	運送業、マスコミ、清掃業、施設設備、美容業、接客業など
	合計	272	

＊複数回答可のため重複カウントしています

Q5　新型コロナによる影響（Q6,7の自由記述は資料2参照）	解雇・雇い止め	22	
	自宅待機・勤務時間の減少	110	
	子どもが家にいるため働けない	11	
	仕事のキャンセル、請負・委託の解除	56	
	過重労働、残業・仕事量の増加	7	
	特に変化無し	24	
	その他	54	新規の仕事が来ない、正社員は時差出勤やテレワークがあるが派遣社員は通常出勤、など
	合計	284	

Q8　お住まいの地域	北海道	8
	東北	7
	関東	159
	中部	28
	関西	51
	四国	1
	中国	6
	九州・沖縄	12
	回答無し	0
	合計	272

NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク

【新型コロナウイルスの感染拡大に伴い生活に困窮する外国人への支援策について】

新型コロナウイルスの感染拡大により多くの外国人が生活に困窮し、その日の食事にも事欠く状態になったり、居住する住居を失うなどという相談が支援団体に寄せられるようになっています。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019（令和元）年 6 月 18 日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）では、「外国人が、日本で、そして地方で「働いてみたい」、「住んでみたい」と思えるような国民と外国人の双方が尊重し合える共生社会を実現するため」の施策の推進が謳われているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大という状況で外国人が施策から排除されることはあってはならず、積極的な支援策の実施により外国人が安心して暮らせる社会を実現するために、以下の項目について要望いたします。

１、生活福祉資金貸付について

このたび緊急小口貸付等について取扱いが改善されていますが、同制度が利用できる外国人を永住者の資格を持つものと限定した運用が見られます。このような運用は生活福祉資金貸付制度の趣旨にも反しますので、運用を改善するように指針を明確に示していただくようお願いいたします。

２、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金について

住居確保給付金についても要件拡大などの制度改正が行われたところですが、一部自治体では入管法別表 2 と特別永住者、入管法上の認定難民に対象を限るという運用が行われていて、制度の趣旨にそぐわない運用が見られます。入管法別表 1 の在留資格を有し、法の要件を満たしている外国人も制度の対象となることを明確に示して、生活に困る外国人が住居を失わないような支援策を推進してください。

３、生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業について

すでに住居を失い緊急的な支援が必要な状況に置かれている外国人の相談も支援団体に寄せられており、このような外国人には一時生活支援事業等の利用により、まず衣食住を保障して生活再建に結び付けていく必要があります。ついては、一時生活支援事業の利用に際しては在留資格の種類は問わずに利用可能であることを明確化して、運用の改善を図ってください。また、住居を失った外国人については住民登録地に行くように指導するなどの不適切な運用はせず現在地で実施するように指導してください。また、制度を実施していない自治体には今回の状況を踏まえて制度を実施するように強く働きかけを行っていただきますようお願いします。

４、帰国できない外国人への支援について

帰国予定であったが、航空機の運休等により帰国できず、生活基盤自体が失われた状態のまま途方に暮れている外国人の相談も寄せられています。このような外国人には、在留資格の延長のほか、当面の衣食住の保障を含めた支援策を実施してください。

NPO 法人官製ワーキングプア研究会コメント
公共サービスは住民の命と暮らしを支え、守るために不可欠な役割を担っている

すでに多くの方から指摘されていますが、日本の公共サービスは OECD 諸国と比較して相当に劣化した状態に陥っています。端緒は 1980 年代前半の「臨調・行革」で、そこから 40 年が経過し、国政、地方行政をはじめ世論的にも、行財政改革が定着している数少ない国といえます。人口あたりの公務員数についても、日本は低位に位置しています。

2020 年度から実施された非正規地方公務員の雇用（任用）及び処遇改善を趣旨とした「会計年度任用職員制度」も、実際には経費の大きな壁の前に様々な課題が噴出していることは、私どもが実施した電話（メール）相談からも明らかになっています。

これらの公務部門の劣化が顕著に現れるのが緊急時で、2011 年の東日本大震災ですでに明らかになっています。しかし、そこで改善が進まず、今回の新型コロナ災害を迎えてしまいました。以下、特徴的な問題点を報告します。

◆日本の公共サービス供給体制は、パンデミックに対応できず、イタリアやニューヨークのようになる危機をはらんでいることが感じ取られるかと思います。

まず、検査を担い、防疫体制の最前線であるべき保健所は、1992 年に全国に 852 ヵ所に設置されていたものが 2019 年には 472 ヵ所に半分近くに減少しています。

国立感染症研究所は予算削減のため、研究者は 2013 年の 312 人から 294 人に減らされ、そのうち任期付きが 44 人。さらに定員が削減されています。

国の省庁でコロナ対策の先頭に立つべき厚生労働省の職員の 53%は非正規、雇用対策の最前線のハローワークの職員の半分以上も非正規で、3 月 31 日・4 月 1 日には雇止めの危機です。

地方自治体に目を転じると公立病院は、赤字経営が続き非効率ということを口実に、閉鎖や統合化が推進されている。

医療崩壊・保健崩壊は、コロナの結果で起こるのではなく、これまでの公共サービスの削減・経済偏重の結果だということです。

非正規公務員が置かれている状況に目を転じると、2 月末から始まった休校要請等で、学校を始めとする文教関連施設は閉鎖され、非常勤講師や支援員、給食調理員、警備員が、無給のまま放り出される事態が続いています。

問題の表出は二つに分類できます。

第一は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小・中学校、高等学校、特別支援学校等の休校により、子の世話を行う非正規公務員が勤務できない場合の有給休暇の取り扱いです。総務省は人事院の取り扱い通知をそのまま地方自治体に流し、国の非常勤職員の有給の休暇の一つである「災害時出勤困難休暇」を援用して、有給の休暇を取得させるよう通知しま

した。

ところが大半の地方自治体はこの「災害時出勤困難休暇」を制度化しておらず、休ませるとしても、無給の休暇や職務専念義務免除ないしは欠勤扱いとなってしまう事例が頻発したのです。私にはこの事例はデジャブ（既視感）です。2011 年の東日本大震災の折にも、先の休暇制度が整備されていないがために、多くの非正規公務員が無給で放りだされていました。この９年間、なにもなされていなかったのです。

第二の問題は、休校や休館により自宅待機を命じられることで表出しました。多くの学校や文教施設で、非常勤講師、非正規の学級支援員、給食調理員、用務員などがなんの補償もなく休業を命じられました。こうした取り扱いは労働基準法 26 条に反するものですが、地方自治体の任命権者や人事担当者の多くは地方公務員に労基法 26 条が適用されているという認識がありません。だから無給で休業させようとしたのです。

労基法 26 条は「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない」としています。政府の要請を受け任用期間中の職員を休業させる場合は、最低でも平均賃金の 6 割を支給しなければならないのです。もっとも休業を強いられる労働者側は民法 536 条 2 項の「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない」により、労働力提供の債務を負う労働者が受け取る予定だった賃金の 100％を請求することができます。

この問題は、文部科学省が「休業期間中もなんらかの業務に携わることが可能であると想定されるところです」というＱ＆Ａを通知し（総務省も同様の通知を発出）、要するに休業させるな、他の仕事を用意しろとなりました。自治体や教育委員会がどこまでこの通知を遵守したのかは不明です。

さらに、給食調理、図書館、博物館など、自治体から業務を受託している委託業務従事者が、休校・休館に伴い、仕事がないので無給に追い込まれています。東日本震災の時は、委託費を値切る自治体さえ現れました。

＜文責＞当会理事上林陽治、リード文・一部補足白石孝

＜参考文献＞POSSE44 号、「まなぶ」2020 年 4 月号の上林原稿

「労運研レポート」2020 年 4 月号

労働者は新型コロナウイルス対策の先頭に立とう

「いの・くら・かん」を守る闘いを

伊藤彰信（労運研事務局長）

感染症は「社会病」

「『自分のいのちと健康は自分で守る』ことは当然のことだが、この言葉を行政や会社が言ったら無責任極まりない」と教えてくれたのは、岡山大学医学部衛生学教室教授だった青山英康先生（故人）である。衛生学の目的は、治療ではなく、予防である。社会における衛生状況を向上させることによって疾病の発生・まん延を予防するのである。労働運動における労働安全衛生活動の目的は、業務上認定を勝ち取ることではなく、労働災害や職業病を出さないことである。

新型コロナウイルスが猛威を振るっている。感染の拡大は急増し、留まることを知らない。水際対策の検疫では止められなかった。感染経路を追いながらのクラスター対策では間に合わない。ついに緊急事態宣言が発せられることになった。

安倍政権は、オリンピック開催に固執したように、いのちよりも経済を優先した対策しかしてこなかった。そして、行政の責任を放棄し、病気を「私病」と捉え「自己責任」を押し付けている。一方、労働者は、事態の本質と対策の基本を見ることなく、被害者意識に凝り固まり、雇われ人根性丸出しで、自分だけよければ良いとという対応しかしてこなかった。

私は、自然災害による対策、経済不況による雇用対策を経験してきたが、感染症によって社会経済活動が停止し恐慌になろうとする事態は初めての経験である。いま、私たちは「未知のウイルス」と闘っている。労働者・人民の危機管理能力が問われる事態である。労働運動は、いのちを守る闘いとくらしを守る闘いのふたつの闘いを勝ち抜き、防疫・防災の社会システムをつくり上げる闘いに挑まなければならない状況にある。この「いのち、暮らし、環境を守る闘い」を略して「いの・くら・かん」を守る闘いと仮に名付けて新型コロナウイルス対策を考えてみたい。

スペイン風邪と世界大恐慌

新型コロナウイルスは、医療の問題にとどまらず、社会問題、経済問題、政治的問題になってしまっている。それも、欧米のリーダーが言っているように「第二次世界大戦後、誰もが経験したことのない事態」である。対策を立てる場合には、「必要性」と「可能性」を説明しなければ、合理性がなく、人々の納得、支持・協力を得られるものではない。「必要性」とは放置していたら被害が甚大になるということであり、「可能性」とは物理的にも経費的にも実行可能であるということである。

対策の必要性を考える場合に、ふたつの歴史的事例を踏まえなければならない。

ひとつは、1918 年から 3 年間にわたり世界的に猛威を振るった「スペイン風邪」である。風邪といっても病原体はインフルエンザウイルスであり、第一次世界大戦の最中、疲弊した世界を襲い 4800 万人が死亡したと言われている。日本でも 45 万人が死亡した。当時の世界人口は 17 億人である。第一次世界大戦の死者は 1600 万人だったのに比べ、その猛威のほどが分かるであろう。

もうひとつの歴史的事例は、2008 年のリーマンショック、1929 年の世界大恐慌のことである。アメリカの失業率は、リーマンショック時 10%、世界大恐慌時 23%であった。日本のリーマンショック時の失業率は 5.6%、派遣労働者 40 万人を含めて 100 万人が職を失った。

アメリカの著名なシンクタンクであるブルッキング研究所が 3 月 2 日に発表した「コロナウイルスによるグローバル経済へのインパクト」によれば、新型コロナウイルスによる世界の死者は 1500～6800 万人、世界の GDP の 2.4～9 兆ドルが失われるという。今回のコロナショックは、リーマンショック、世界大恐慌を超える事態なのである。世界大恐慌は、株価を暴落させ、膨大な失業者を生み出し、第二次世界大戦に行きついてしまった。

世界は社会経済活動の制約に向かった

対策の可能性はあるのか。WHO のテドロス事務局長は、3 月 11 日にパンデミック宣言を行い、同時に「制御は可能」と述べた。「都市封鎖」を含む社会経済活動を制約すれば制御は可能なのである。

アメリカのトランプ大統領は経済活動を制約する対策に転換した。その根拠について、アメリカ政府は 3 月 30 日、新型コロナウイルスによる死者は 10～24 万人に達する予測している。連邦準備銀行は、失業者 4700 万人（すでに失業保険申請者は 1000 万人）、失業率は 32%（2 月末 3.5%、3 月末 4.4%）に達する可能性があると報じている。だから、トランプは、3 月中旬に 100 兆円の経済支援を行うと決め、さらに 200 兆円を超える追加経済支援を行うと発表した。

イギリスでも死者が 50 万人に達するという予測を受けて、ジョンソン首相は、大規模検査の実施、病院建設、食料品以外の閉鎖、収入の国家補償などを打ち出した。

日本での影響はどうなのか。ブルッキング研究所の資料によれば、アメリカの 24～106 万人に対応する日本での死者予測は 13～57 万人である。

強力な感染力をもつ新型コロナウイルス

感染症防止の基本は隔離であり、人と人（動物の場合もあるが）との接触を避けることである。感染しても人間に抗体ができればウイルスを撃退することができる。新型コロナウイルスの感染力が強い理由は、潜伏期間が最大 14 日程度と長く、感染者のうち「無症状病原体保有者」が約 4 割と多いこと、治療薬（ワクチン）がないことである。感染経路が分から

ないということは「無症状病原体保有者」が感染を広めているのである。私たちは被害者というよりは加害者になっていることを認識しなければ市中感染防止の対策はすすまない。私たちすべてが隔離の対象なのである。

感染症法は、医師に患者発生の報告を義務付け、国や都道府県知事・保健所設置市長（以下「都道府県知事」）が検体検査や疫学調査を行い、都道府県知事が医師に健康診断、入院治療を行わせ、また消毒などの措置を行う法律である。都道府県知事は疑似症患者または確定患者を感染症指定医療機関に隔離入院させるわけだが、入院するよう勧告し、勧告に従わない場合は強制的に入院させることができる。入院治療の費用は都道府県負担が原則であるが、患者が負担できる場合はその限度において負担してもらってもよいという制度である。感染症法は、公権力が感染症患者の私権を制限し、隔離収容して強制的に治療する法律である。なぜ、そのようなことが許されるか。感染者を放置すれば他人に害を及ぼす恐れがあるからである。

感染症法は、伝染病予防法、性病予防法、結核予防法などを統合したもので、そもそも「既知の治療薬がある感染症」を対象にしたものである。感染症法に「未知の治療薬のない感染症」を対象に含むようになったが、実際の感染症対策の医療体制は「既知の治療薬がある感染症」を前提にしたものである。感染症指定医療機関が一般疾病の治療も行っているのだから、感染力が強い未知の感染症の患者が来院したら院内感染が起こるのは自然のなり行きである。検査は、国（国立感染症研究所）のもとで行うものであるが、未知の感染症には当然ながら検査キッドが整っているわけはない。そして、国立感染研究所も研究員の減員、保健所や公的医療機関の整理・統廃合が行われ、感染症対策の体制はますます弱体化していたのである。政府は 2 月 1 日に新型コロナウイルスを感染法上の指定感染症に指定し二類感染症と同等と措置を実施するとしたが、このことが適切であったか疑問である。

危機管理と民主主義

「未知の治療薬のない感染症」が流行した場合、感染経路が分からない市中感染がみられるようになったら、臨時病院を設置し、人と人との接触を避ける社会経済活動の制約を実施することが必要である。そして、人間の活動の場である、家庭、職場、学校、地域社会、それらを繋ぐ公共交通機関の５つのフィールドで活動制約と感染防止措置を実施することである。まさに危機管理である。危機管理の手法は、最悪の事態を想定し、そこに至る段階（ステージとかフェーズ）ごとに講じる対策と実施体制を考えておくことである。濱田篤郎先生（東京医科大学）は国内流行状況を、海外発生期、国内流入期、国内流行期、国内蔓延期、消退期の５つフェーズに分けている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）は、2009 年に流行した新型インフルエンザの経験を踏まえてつくられた法律であり、いわば感染症の危機管理法である。緊急事態宣言を発すれば、①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示、②住民に対する予防接種（ワクチンができていないので当面適用しない）、③医療提供体制の確保（臨

時の医療施設等)、④緊急物資の運送の要請・指示、⑤特定物資の売渡しの要請・収容などができる。特措法では、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に行動計画を定めることになっているが、例えば、臨時病院をどこに設置するか、医療機器、医療スタッフ、清掃、感染者移送の体制と人員確保はどうなっていたのか知りたいところである。

感染症法も特措法も実施主体は都道府県であるが、コントロールするのは国である。公権力が私権を制限するわけだから、費用は都道府県が負担し、国が補助する仕組みである。特措法の自粛要請には補償はない。政府が行う支援策は政治判断によるのであり、予算を伴う措置は国会の承認を得て実施することになる。

安倍政権は、市場経済の維持を優先し、費用支出を伴う公権力を行使せずに自粛という個人に責任に押し付ける対策に終始してきた。検査体制も、医療体制もないのに能力はあると言い続けて実際はほとんど行わない。市中感染が広がり始めたら、隔離のためのホテルの借り上げや発熱外来の設置などをしなければならないのに、それは特措法がなければできないことではない。電車では「テレワーク、時差出勤にご協力を」とアナウンスが流れているだけである。緊急事態宣言も自粛の呼びかけであり、社会経済活動の制約に踏み込むものでなく、今までの流れを大きく変更したものではない。

感染防止対策は、どのようなフェーズで、どの程度までの社会経済活動の制約を実施するのか、その場合にそれぞれの活動の場（５つのフィールド）においてどのような対策をとるのか、制約に伴う補填をどのように行うかを明らかにして、国民に理解と協力を求め実施していくべきものである。それは、ドイツのメルケル首相が国民に呼びかけたように民主主義の問題なのである。

労働運動的に言うと、今はすべての経済活動を停止するゼネストを決行すべき時である。ストを打つときは、当然、除外対象を決め、保安体制を取り、スト期間中の組合員の生活補償を行い、ストに突入する。そのような労働組合の民主主義と統治能力が問われているのである。ストは、まさに「社会の虚偽をうつものぞ」（メーデーの歌）であり、何が必須の社会経済活動なのかを洗い出すことである。感染症対策の実施主体は地方自治体であるから、公共サービスである地域医療をどう取り戻すのか、感染症に強い社会をどうつくるのか、働く者が連帯し、市民と連携しながらつくり上げる闘いである。

以下、「いの・くら・かん」について労働運動としての視点を記しておく。

■ いのちを守る

労働運動にとって、労働者のいのちと健康を守ることは、賃金労働条件の向上よりも重要な課題である。感染症は、私病ではなく、国が予防・治療する「社会病」である。労働組合はこの「社会病」にたいする対策を労使交渉してこなかったことを反省しなければならない。

スペイン風邪の感染率が高かった職業は、医療関係者、教育関係者、鉄道関係者（今でいえば公共交通関係者）だったとのことである。新型コロナウイルスの日本での最初の感染者はバス運転手、タクシー運転手、添乗員だった。安全対策はどこまで進んだのだろうか。運

転席と客席を遮断するビニールの覆いつけたタクシーが最近走り始めたが、まだ、数台である。ほとんどの公共交通機関が衛生対策を取らないまま運行されている。

日本の労働法体系では、安全に働くことは労働者の権利ではなく、使用者の義務であるが、安全衛生活動で重要なことは、労働者の「知る権利」「参加する権利」「拒否する権利」であり、それを有効に行使することである。欧米では、安全対策がなされていない作業に対してはストで闘っている。日本では、ストライキ権は労働組合が持っているが、ストライキ権の行使を組合員個人に委ねることもひとつの方法だと思う。

安全衛生活動を行う体制づくりが必要である。従業員 50 人以上の事業場には安全衛生委員会を設置し、産業医の選任が義務付けられ、産業医は月 1 回の職場パトロールをしなければならないことになっている。50 人未満の事業場は地域産業保健センターが労働者の安全衛生を指導することになっている。民主党時代に中小企業の安全衛生を指導・パトロールする労災防止指導員制度が廃止されてしまったことは痛手である。労働組合は、50 人未満の事業場を集めて地域安全衛生委員会をつくり、地域の労働安全衛生センターの協力を得ながら、企業を超えた安全衛生活動をする必要がある。そして、安全衛生委員会を開催して、新型コロナウイルス感染防止対策本部を設置して対策を行うようにする。作業方法の変更、新たな作業方法の導入（例えばマスクを着用する）にあたっては、就業時前の安全衛生教育（例えば正しいマスクの付け方）を実施する。労働時間の変更、就労方法の変更、人員配置の変更、労働者の新たな採用、休業、賃金（保障、補償）など雇用と労働条件に関することは団体交渉事項としなければならない。安全衛生活動によって、経済活動の効率が落ちることは当然であるが、いわゆる「順法闘争」にならざるを得ないのである。新型コロナウイルス対策によって新たに発生する費用負担は原則的に国が負担すべきものである。

総評の安全活動のスローガンは、「安全なくして労働なし」だった。三池炭鉱の炭塵爆発事故、鶴見の列車脱線 多重衝突事故を踏まえ、三池労組からの提案を受け「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」になった。いまスローガンをつくるなら「労働者の安全なくして利用者の安全なし」ではないだろうか。

■ くらしを守る

解雇・雇止めを許さないことである。企業の事業継続計画（BCP）には労働者保護の視点が欠落している場合が多い。休業する場合でも労働者の所得補償をおこなうべきであり、欧米では、雇用を維持すると労使協定を行った事業者・労働者に政府が補填している。

オイルショックの時に、日雇労働者は就労保障闘争を闘い、月 13 日就労したことにして日雇雇用保険の給付をうけた。雇用保険法は 1975 年に成立したわけだが、失業手当が良いのか、雇用調整助成金が良いのか、論争があったと聞いている。雇用調整助成金は、余剰人員を企業が抱えて失業を防止する制度である。当時はいわば「企業社会」であり、企業が社宅をもち労働者の生活を支えていた。その後、労働者派遣法ができ、企業は海外に生産拠点を移し、非正規労働者を増大させる政策をとってきた。

リーマンショックの時は、「年越し派遣村」にみられるように職を失い住居も失った派遣

労働者が象徴的な課題であった。正規労働者とは「雇用期間の定めのない労働者」であり雇用期間が 1 年未満の労働者は非正規労働者と呼ばれた。雇用保険の加入条件を 6 カ月、3 カ月、31 日以上と下げることによってパート・有期雇用労働者にも適用されるようになったが、一方でパート・有期雇用労働者の定義が雇用期間 3 年そして 5 年未満の労働者になっていった。

今回はフリーランスが象徴的な課題である。労働者と見なして補償するのか、個人事業主として見なして補償するのか、その場合の理屈付けと支給額の基準はどのようなものか。このような非常時には今までの理屈にこだわらず対策がなされる。多様な働き方を奨励し、使用者責任をなるべく負わない、解雇をしやすい、退職金や一時金を払わない低賃金の非正規労働者を増やし、働くことを請負契約にしようという政策を転換させる闘いである。

「底支え」がいかに重要であるかが明らかになった。最低賃金を大幅引き上げることである。今回、フリーランスに 4100 円を支給することになったが、4100 円の根拠は東京の地域最低賃金時給 1031 円×4 時間である。4100 円にしたのは日雇雇用保険の 3 級の給付日額が 4200 円だからだと思う。同時に注目しておかなければならないことは、地域最低賃金を根拠にしながら全国一律であるということである。

このような政府への要求だけで十分な生活支援制度ができるとは思わない。今回の支援は、事業継続と雇用対策というだけでなく、地域での生活継続の視点が必要である。その場合には、地方自治体の独自制度、地域の互助制度づくりが必要になる。失業した人を地方自治体が臨時雇用すること、必要な社会活動にマンパワーを送り込むために労働者の雇用をつくりだすことも考えなければならない。議論はあるが、労働組合による労働者供給事業や国会にかけられている労働者協同組合法などである。生活補償制度は、このように労働の補償制度とリンクしている。税と社会保障の見直しやベーシックインカムも検討しなければならない課題になってきた。市民運動と労働運動が連携する課題も見えてきた。

政府の経済対策は、景気浮揚対策であり、感染防止対策ではないことを見抜いておくべきである。オンラインを駆使した産業が儲ける、IT/AI に対応できない企業活動や生活は取り残されるような経済対策ではなく、感染を防止し生活を支援する対策にシフトさせていかなければならない。経済対策の財源は赤字国債である。借金の返済は増税と公務員の賃金引き下げとなるであろう。生活を持続可能にする社会システムに変えていかなければ、犠牲は働く者に押し付けられるだけになる。

■ 環境を守る

防疫社会をつくるためには、新自由主義と決別しなければならない。イギリスのジョンソン首相が「確かに社会なるものは存在する」と語ったことは意味深長である。この言葉は、新自由主義を推進したサッチャー首相の「社会なるものは存在しない」という言葉を意識したものだからである。

新自由主義が自然環境を破壊してきた。水（森林破壊）、空気（温暖化）につづき土の問題である。農薬による土壌の疲弊がウイルスを動物に寄生する条件をつくってきたと言わ

れている。安全な食の確保と食糧自給率の向上を考えていかなければいけない。

変異を遂げながら人間に襲い掛かるウイルスと闘うには、免疫をつけることである。栄養のある食事をし、十分な睡眠をとり、衛生的で快適な住環境でくらすことである。自分だけそうしてもウイルスは防げない。他人からうつされるからである。競争社会ではなく、すべての人が免疫をもてる、格差がない「誰ひとり取り残さない」社会を「最も遠くに取り残されているところから取り組み」つくることである。

経団連の「緊急提言」にある「柔軟な働き方を拡大する」とか「経済社会の仕組みを抜本的に変革することで Society5.0 の実現をめざす」という記述や、連合の「緊急提言」にある「マイナンバーを活用した個人への経済的支援」というの記述などを読むと、どのような社会をつくろうとしているのか危惧に堪えない。

隔離は差別を生み出す要因でもある。国家への団結を求めるファシズムの方向に流されることなく、働く者が生活を軸に民主的に団結することが求められる。他人や他国を非難し、排斥するような「自国第一主義」ではなく、世界中が協力してウイルスと闘うことが必要であり、軍事的な安全保障ではなく「人間の安全保障」の確立をめざすべきである。

（2020 年 4 月 7 日脱稿）

2020 年 3 月 30 日

内閣総理大臣　安倍　晋三　殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）　橋本 聖子　殿
厚生労働大臣　加藤 勝信　殿

特定非営利活動法人　全国女性シェルターネット
共同代表　北仲　千里

新型コロナウィルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書

昨今の新型コロナウィルス(COVID-19)対策に伴う経済状態の悪化や自宅待機などにより、家庭内の児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)が悪化、件数の増加が懸念されます。相談現場ではすでに、少しずつながらそうした相談が入ってきており、また、相談支援に携わってきました私どもの経験則からも（阪神淡路大震災、東日本大震災時など)、今後、悪化が予測されます。

つきましては、以下のことを緊急に要望いたします。

1．緊急の状況下においても、DV や虐待の相談窓口を閉じないでください。
増加することを予測して、電話相談の回線、DV シェルター、児童を保護する施設などを増やす等の体制整備をしてください。SNS での相談を実施する場合、直接支援経験のあるスタッフや民間シェルターなどによって行われるべきです。
また相談窓口は開いていることを周知すること、避難を求めて来た人がいたなら、どこが相談を受けても、直ちに一時保護につながるよう、支援につなぐ体制の情報を共有し、命にかかわる事態を防いでください。

2．コロナ対策の期間中は、 都道府県の一時保護等の措置業務が滞ることを想定し、（現在北海道では行われているように）被害者が市町村や民間シェルターに逃げ込んだら自動的に一時保護を開始できるようにしてください。そして民間団体が市町村や当事者から直接一時保護を求められて受け入れた場合は、団体が一時保護委託先であるなしに関わらず、国や都道府県が経費を負担すべきです。また、一時保護期間が 2 週間としている都道府県が多いですが、コロナウィルス対策の状況をふまえ、柔軟に期間延長をするようにして下さい。

3．経済的困窮に陥る母子家庭などが増えることが考えられます。もし、低所得者への救済策として一時給付金などを導入される場合、住民票を移さないまま、DV を理由に家を出ている配偶者や子どもにはそうした援助金が受け取れない危険性があります。本来ならば個人単位で救済されるべきです。しかし、世帯単位での給付を行う場合でも、住民票上の世帯主でなくても、少なくとも、以下のような条件を満たす DV 被害者が申し出た場合、援助金等を給付する特別な措置を行ってください。（また、銀行口座のない人への給付についても柔軟に対応してください。）

・DV の相談証明がある人
・DV 法の保護命令が出ている事件の被害者
・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置がとられている人
・その他、児童相談所、警察、配偶者暴力相談支援センター、自治体の男女共同参画推進センターの相談窓口、民間団体などが相談を受けており、それらの機関が、住民票所在地ではない所に居住しているＤＶ被害者であることを証明する人（現行の住民基本台帳閲覧制限の支援措置の申し出手続きに準じる）

4．生活を支えるためには、現金給付だけでなく、生活保護基準よりも下回る収入状況の人には生活保護を適用して下回る金額を支給する方がより安定的に救済できると思います。生活保護の適用の拡大をして下さい。また、生活保護と就労収入で生計を維持している世帯の収入認定についても、事務的ではなく柔軟な対応をしてください。

5．シェルター等の利用者やスタッフに感染者が出た場合、メディアで詳しく報道されると秘匿しているシェルターの場所が知られてしまう危険があります。各自治体の発表の報道をみてみると、かなり詳しい個人情報が出ているようです。DV シェルター関係者の発表内容や報道への配慮をして下さい。

【すでに起きている状況】
・自治体の相談センターが面談を中止するところも少なくないため、DV が悪化していても相談支援につながりにくくなっている。
・児相での相談はかなり増加していて、夫が家にいることで妻にも子どもにも高圧力コントロールがひどくなり、電話が多くなっている。
・電話だけでなく面接で相談したいが、新型コロナの影響をとても気にして、電車に乗るのも怖く面談にも来られない。もっと手軽な SNS で相談ができるようにして欲しいとの当事者か

らの要望が出ている。

・「夫が在宅ワークになり、子どもも休校となったため、ストレスがたまり、夫が家族に身体的な暴力を振るうようになった。」

・「夫がテレワークで自宅にいるようになり、これまで長時間労働ですれ違っていた夫が妻に家事一切を、押し付け、ことごとく文句を言うようになり、モラハラが起こってきた。」

・「かねてから DV で母子で家を出ようと準備していたが、自営業の夫が仕事がなくずっと在宅し、家族を監視したりするようになったので、避難が難しくなり、絶望している」

・「妻が子を残し、DV で避難したが、学校が休みになり子どもたちが父と一緒に過ごすようになって、大声で怒鳴ったり、幼児が泣くと夜も戸外にしめだされたりしたため、子どもたちが父の下から逃げ出した。一部の子ども(女児)は児相に保護されたが、部屋が足りず、男児は児相に保護されないでいる。」

・「相談センターの面談が休止になって電話相談のみになっているが、自営業の夫からの DV を相談中の被害者が夫と子どもが在宅しているので電話での相談は困難と思われ、連絡が途絶えている」

・「DV 夫と家庭内での別居中。発達障害の子どもがいて、離婚できない状況。学校が休みになり、学童や子ども食堂も休みになり子どもが家にいることで、夫とから妻、夫から子どもへ暴力が増え、妻も子どもへの暴力をしてしまう状況が起きている。」

・「住民票を移さずに避難して支援措置も受けていない。夫が公務員、警官の場合など、金銭的支援を直接自分の名前を出して自分で申請できない、するのが怖い。また、自分の口座もない場合もあり、口座振り込みで受け取れない。なので、民間支援団体に申請してもらい、団体が受け取りそれを当事者に渡してほしい。」(東日本大震災の時もそうした希望があった。)

・これから直接保障があるとしても、配偶者ビザの外国人 DV 被害者で離婚せずに別居の場合、民間だけにつながっている場合あり、受け取れるかを心配している。

・新型コロナの外国人向けの情報が厚労省にあるが、そこに行き着くことができない。同国人ネットワークで情報を得ることができるが、DV 被害で逃げている場合は、そのネットワークにアクセスすることも不安。安心してわかりやすい情報を手に入れたい。就業ビザや技能実習生にも経済的支援が出るのか心配の声も出ている。

【懸念されること】

・面談やカウンセリングが制限されることから、継続相談者の電話が増加する。
・自宅勤務の配偶者や子どもたちが在宅しているため、相談電話をかける機会が奪われる。
・外出自粛に伴い暴力の深刻化や加害者の監視など行動の制限が強まる。
・「よりそいホットライン」は普段でもつながりにくい。緊急相談対応が可能になるようにラインを増やす必要がある。
・非常勤職員の自宅待機、雇い止めが多発しているため、経済的困窮に陥る家庭での暴力、虐待の増加が予測される。
・暴力被害を受けても、コロナ不安のため通院・治療を差し控える当事者が増える。
・行政の窓口や男女共同参画センターが閉鎖されているところもあり、緊急の場合でも必要な相談対応ができない。
・事前相談準備なしの緊急一時避難事例が増える。
・外国籍移住女性やその家族への差別的風当たりが強まる。
・飲食業や風俗産業で働かざるを得ないシングルマザーなどは、直ちに生活困窮に陥る。

【各国の対応】

・イタリア政府は、2020 年 3 月 24 日、DV 相談センターやシェルターへの影響を考慮し、そのため、DV 被害者に避難所を提供することが困難な状況にある場合には、暴力防止センターやシェルターが自治体に連絡して、適切な解決策を探すことができます。ホテルや空いている住宅などを確保し、その費用を政府が負担すると発表しています。

http://www.pariopportunita.gov.it/news/accordo-con-la-ministra-dellinterno-lamorgese-per-laccoglienza-nei-centri-anti-violenza-e-nelle-case-rifugio/

・フランスでは

コロナ対策で自宅退避命令が出たことから、DV 被害者に危険が強まるとして男女平等担当大臣が 3 月 25 日に声明を出しています。移動制限に伴い、シェルターの機能も一時的に停止しましたが、各担当部署はシェルターを再開し、被害者を受け入れること、その際感染予防に気をつけること、裁判所は休みになっているが、法務大臣は裁判所による DV 保護命令機能を継続させるとしています。（全文和訳は別紙）

https://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr/category/presse/communiques/

CP – LE GOUVERNEMENT PLEINEMENT MOBILISÉ CONTRE LES VIOLENCES CONJUGALES ET INTRAFAMILIALES – 25.03.20

2020 年 4 月 14 日

内閣総理大臣　　安倍晋三 様
文部科学大臣　　萩生田光一 様
厚生労働大臣　　加藤勝信 様
内閣官房長官　　菅　義偉 様
内閣府特命担当大臣　衛藤晟一 様

要　望　書

新型コロナウイルス感染症対策のもと
経済的に困難を抱える子どもと家族への支援の強化を

「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済的に困難を抱える子どもと家族がさらなる深刻な困窮に直面しており、同時に生活困窮に陥る子どもと家族が増えている状況に鑑み、私たちは以下のことを要望いたします。経済的に困難を抱える子どもと家族、ならびに支援者の声に耳を傾け、関係省庁の連携のもと自治体施策拡充への支援を含め、迅速にきめ細やかな対策を講じられることをお願いいたします。

記

◆ 医療

1　感染予防や医療に関する正確な情報を届けるとともに、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、すべての子どもと家族が経済的な不安なく安心して、迅速に検査や治療が受けられるようにしてください。そのために、新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」として適切な医療を公費により提供されることを周知するとともに、窓口負担無しで受診や検査ができるよう運用してください。

◆ 子育て家庭の家計への補償

1　感染拡大防止のためのイベントの中止や外出自粛のために就業機会が奪われた場合、またはそれらの影響により家計収入が減少した場合、あるいは緊急事態宣言を受けて仕事を休まざるをえない場合に、保護者の職種、就業形態等の働き方にかかわらず、公平に所得の補償を行ってください。また、保護者が職を失った場合は、再就職等の支援を強化してください。

2　休園・休校にともなう保護者の所得の補償のため、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の利用が促進されるよう、事業主への周知と働きかけを強化してください。また、事業を委託されて個人で仕事をする保護者向けの「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」については、支援金額を増額してください。

3　児童手当に一定額を上乗せした臨時給付金を早急に支給するとともに、継続的に支給してください。また、児童手当のみならず、児童扶養手当についても一定額を上乗せした臨時給付金を早急に支給するとともに、継続的に支給してください。

4　就学援助制度に関し、前年度利用者をみなし認定し、より迅速に支給できるようにしてください。また、家計が急変した場合にも利用できるように、小中学生がいるすべての家庭に就学援助の柔軟な活用について周知し、迅速な対応をしてください。加えて休校中の給食に代わる昼食代を補助すること等、基礎自治体における就学援助制度の活用を支援してください。

5　新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した家庭が、小中学校の就学援助制度や高校生等奨学給付金、高等学校等就学支援金、高等教育の修学支援新制度、生活保護等の経済的支援制度を躊躇なく迅速に利用できるように、国や基礎自治体がそれらの制度を多様なメディアを活用して積極的に周知してください。

6　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「生活支援臨時給付金（仮称）」や、「臨時生活福祉資金貸付制度」における「緊急小口資金等の特例貸付」に関し、わかりやすく周知を図ると同時に、必要なすべての家庭が利用できるよう、制度の改善を図ってください。

7　すべての家庭が、必要に応じて、公共料金の支払猶予に関する措置を活用できるよう、その周知を強化すると同時に、経済的に困窮している家庭は公共料金の支払いを免除できるようにしてください。

8　家計の急変により子どもと家族が住居を失うことがないように、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により家賃の支払いが困難になる家庭への「住居確保給付金」支給対象拡大について積極的に周知して活用を進めてください。アルバイト先が休業になり家賃が払えない学生をはじめとする若者も活用できるように周知を進めてください。

◆　子どもの生活の保障

1　外出自粛や休校により家庭内のストレスが高まる中、虐待のリスクがある家庭に対して、養育状況を見守ったり、親子間でのストレスが高まらないように助言したりするなど、基礎自治体が個別訪問や支援等を強化できるようにしてください。

2　感染防止対策をした上で、学校への分散登校や学校施設を活用した学童保育の実施等により、虐待リスクがある家庭の子どもに対する社会的ケアの場や居場所を提供してください。

3　休校になった際には、感染防止対策をした上で、多様な方法で希望するすべての家庭の子どもに給食を提供できるようにしてください。また、生活が困窮し、家庭での食事がままならない子どもには、弁当や食料の配布をするように基礎自治体へ働きかけてください。また、そのような家庭に対する無償の配食やフードパントリーといった民間の取り組みにも財政的な支援をしてください。

4　家計の急変により、授業料や学費が納められなくなった高校生や大学生が、修学や資格取得の機会が奪われることのないような対策を充実すると同時に、周知を強化し、確実に実施してください。

5　家計や学費をアルバイトで支える高校生・大学生、生活のために非正規雇用で働く若者の解雇や給料不払い、高校生や大学生の内定取り消しなど、若者の就労機会・権利が奪われることがないよう、対策を講じてください。

6　外出自粛や休校により、保護者の負担が重くなる障がいのある子どものいる家庭に対して、例えば特別支援学級や特別支援学校の教員が訪問する、または学校内に居場所を確保するなどの取り組みにより、子どもの発達の保障と家庭の負担軽減のための支援を強化してください。

7　海外にルーツのある子どもと家族が制度からこぼれ落ち、社会的に孤立することがないよう、情報提供をきめ細かく行うとともに、相談・支援につながるよう基礎自治体の施策充実を図ってください。

◆　情報の周知・相談体制・子どもへの説明

1　新型コロナウイルスへの感染や感染予防についての情報、家計への補償や子どもの支援に関する情報が、経済的に困難を抱える家庭にも届くように、LINE 等の SNS の活用や、やさしい日本語や多言語による発信を行い、情報の周知を強化・徹底してください。

2　経済的に困難を抱える子どもと家族が安心して支援につながることができるように、土・日・祝日や夜間も対応した電話相談窓口の拡充や、LINE 相談の活用等、躊躇なく迅速に相談できるような体制を整備してください。

3　3 月以来、長期にわたり休校を余儀なくされている子どもたちは、友だち関係や自由な外遊び・行動を制限されストレスや困難が蓄積されてきている事情に配慮し、休校について、子どもと家族の気持ちに寄り添った説明を行ってください。

省庁緊急アクション　原発被害者関係の要請事項（案）

避難の協同センター

原発事故被災者、中でも避難者はコロナ感染拡大以前から住宅、経済状況などで極限に近い状況に追い込まれている実態があり、今回の「緊急事態宣言」の中で放置されれば、限界を超えて不幸な事態が生じかねない深刻な局面にあることに思いを致し、最低、下記事項については、緊急に手を打っていただきたい。

【住宅】

（1）国家公務員宿舎に残っている避難指示区域外避難者に対し福島県が昨年4月以降行っている退去・家賃2倍相当の損害金請求を停止すること。

※「2倍請求」については、「財務省が要求しなければ福島県は根拠を失うからやめる」と言明している。財務省当局の決断ひとつで可能。議員から政府・財務省に要請して直ちに実現していただきたい。

（2）同じく国家公務員宿舎残留の4世帯に対し福島県が先月 25 日、福島地方裁判所に提訴した退去・家賃支払い請求訴訟については、これを一旦取り下げ、話し合い解決に転換するよう議員からも働きかけていただきたい。

（3）この3月末で住宅無償提供を打ち切られた浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村、昨年3月末までに打ち切られた南相馬市、川俣町、川内村などからの避難者で、未だ新たな住宅に移転することができずにいる避難者に関して

①国土交通省は、公営住宅の入居要件を緩和し、民間賃貸住宅などに残っている避難者が入居できるよう特例措置の実施を指示してほしい。議員からの後押しをお願いする。

②民間借り上げ住宅に残っている避難者に対し、家主が退去や損害金請求をしないよう国土交通省から業界団体に要請・指導をしてほしい。

※以上の項目については、3月 27 日、原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）、「避難の権利」を求める全国避難者の会の2団体が福島県に対し緊急申し入れをいているが、現段階で県当局の対応はない。国会議員、中央省庁からの後押しで即刻実現していただきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み
奨学金と学費についての緊急要請

奨学金問題対策全国会議は、高額な学費と奨学金の返済に苦しむ人たちの相談・救済活動を行いながら、学費と奨学金制度の改善を求めて活動を続けている民間団体である。

今般、新型コロナウイルス感染症の市民生活への甚大な影響に鑑み、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構に対し、以下の対策を求める。

要請の趣旨

1　貸与型奨学金の全ての借主･連帯保証人･保証人に対し、今後、最低１年以上の期間、一律に返還期限を猶予すること。

2　どうしても一律に返還期限の猶予ができない場合には、返還期限猶予制度の利用基準を大幅に緩和し、必要な人がもれなく返還期限の猶予が受けられるようにすること。その際、特に、以下の点に留意すること。

（１）返還期限猶予制度を利用するための現在の所得基準（年収３００万円以下、年間所得２００万円以下）を大幅に緩和すること。

（２）延滞があることによって、返還期限猶予制度の利用を制限しないこと。

（３）所得、病気、障害等について厳格な証明資料を求めず、本人の申告も含め、柔軟に対応すること。

（４）学資金の借主・連帯保証人・保証人の全てに対し、大幅に利用基準を緩和した返還期限猶予制度を個別に周知するとともに、利用を促すこと。

（５）相談体制を人的・物的に拡充・整備し、簡易な手続で迅速に返還期限の猶予が受けられるようにすること。

（６）新型コロナウイルスによる市民の経済生活、社会生活への影響が消滅したことが確認されるまでの間、今後利用する返還期限猶予制度の期間は、現在の利用可能期間である１０年に算入しないこと。

3　今回の事態に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、文部科学省より各大学・短大・専門学校等に対して、学費の延納・分納や減免などに柔軟に対応するよう周知徹底するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度の導入を要請すること。また、延納・分納を行う高等教育機関に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助すること。

4　高等教育の大学修学支援新制度については、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各大学で募集を行うこと。

5　家計急変や学生生活の困窮により大学等修学支援制度や奨学金の予定人員を上回る申請者が出ることを想定した追加予算措置を講じ、給付型奨学金と貸与型奨学金の拡充をはかること。

文　部　科　学　省　御中
独立行政法人日本学生支援機構　御中

２０２０年4月１６日

奨学金問題対策全国会議
共同代表　大　内　裕　和
共同代表　伊　東　達　也
事務局長　岩　重　佳　治

学生さんからです。ぜひ読んでください。

先程、バイト先の店長より緊急事態宣言が出されました。飲食店です。お客様が日に日に減り続け、店長より「全員もう週一回ずつしか入れられない、申し訳ない」と。（時給約＊＊＊円/一回4時間前後）先月後半からちょっとずつみんなの勤務時間が短くなることでなんとかやってきましたが、学生バイト20名を抱えるこのお店ではそうしないともう、お店を守れないところまで来ているようです。「だからみんな食べにきて！」とは、私は言えない。お客さんが少ないとは言え、やはりいま接客するのは怖い。でも店長とお連れ合いにはできるだけ協力したい。来月の収入がなくなるのは困る。だけど、どこかでもらって大事な人に感染するのではないかと、やっぱりいつも怖い。

店長たちは、店開けなきゃやってけないけど、この状況で開けてていいものか、もう私には想像つかないたくさんのことを、めっちゃくちゃ悩んでる。ここ最近、早くあがる度に「ごめんなぁ」と言われる。

月5万の収入が、1万になる。家賃を自分で払ってる子はたくさんいる。バイトいくつ掛け持ちしてても、いまはどこも苦しい。学生は払えなくなったら親が出してくれていいね、じゃないんです。親とそんな関係性じゃない子もいるし、その親たちだってどんどん苦しくなっていくんです。みんなの財布がじわじわとゼロに近づいていくんです。普通の市民は、「銀行にお金が余って」たりしないんです。

だから国が助けてください。経営者と労働者に、当面の経営維持費や生活費を給付してください。この国に住む全ての人が、生きていけるようにしてください。コロナ禍をせっかく生き延びても、日本に居たために野垂れ死ぬということがないように、今のうちに策を打ってください。私たちが納めた税金を私たちのために使ってください。

誰を給付対象にするか、審査してる時間なんかない。支援の境目に絶対取りこぼされる人がでる。細かいことは後で考えればいい。

きっと今月死ぬ人が出てしまう。今は苦しい。みんな超苦しい。だからこそ、「みんなで我慢」はやめよう。欲しがりません。勝つまでは。」じゃないんだよ。そうやって黙らされていく。声を上げる力が、術が、奪われてからでは遅い。口に出すことが許されなくなってからでは遅い。「国に黙って従う」のはどんなときでも、むしろ困難な時こそやってはいけない。私は原発事故を見てそれを知っている。疲れるけど、私もよくサボるけど、自分で考えジャッジしないと。その権利は手放さない。だってその「国に」切り捨てられたらあなたは終わり。

「ここに、こういう助けが必要です！」と言っていかないと。言える人が言える時にね。

金がなんとかなればみんな家に帰る。街に出る人が減れば、仕事に出なきゃいけない人のリスクもちょっとはましになる。この国に住んでいる全ての人間を対象に、

いますぐ【一律給付 】をしてください。

＊ごめんなさい。勝手ながらバイト先への批判はしないでください。バイト先には断り入れずに投稿してます。私個人の考えなので。バイト先にどうこうして欲しいのではなく、公的な補償が欲しいと言ってます。

コロナウィルス・パンデミック危機における財政に関する緊急提言
ー今こそ、財政の力で共同の困難に立ち向かうときー

２０２０年4月１４日

公正な税制を求める市民連絡会
共同代表　宇　都　宮　　健　児　　外

第１　提言の趣旨

１　コロナウィルス・パンデミックは、世界各国を激しく襲っており、世界大恐慌以来の最大の危機に直面している。今こそ、尊厳ある人間の生存を支える（憲法１３条）という財政の本来の目的に立ち返り、民主主義に基づき、財政の力を最大限発揮して、この共同の困難に立ち向かうべきときである。

２　まずは、感染拡大防止のための経済活動抑制に伴う人々の収入減や生活の危機に対処するため、緊急的に、人々の生存を支えることに最大限注力する必要がある。、次に、感染拡大の押さえ込みを確認できた後、経済活動を再開しつつ、人々の生活の建て直しを図り、同時に、コロナ災害で明らかになった日本社会の脆弱性を見直し、よりよい社会の構築に向けて、中長期的な施策を実行する必要がある。

３　自己責任を強調し、財源不足を理由に社会保障の削減を進めてきた日本政府のこれまでの財政政策の延長では、この危機に到底太刀打ちできず、社会は破綻へと向かうことから、積極的に財政を投入すべく、これまでの政策の転換が図られなければならない。

４　財源の確保については、一刻の猶予も許されない緊急時である今、当面、国債発行によりつつ、社会が危機に陥った過去の歴史も踏まえ、最も打撃を受けている人々にはより少なく、余裕のある富裕者や利益を得ている大企業にはより多くの負担を求めるとともに、人間の安全保障のため、過去最大となった防衛費５兆３１３３億円を見直して大幅に削減し、コロナウィルス対応へと使途を変更すべきである。

５　政府が緊急事態宣言とともに決定した経済対策は、国が新たに支出する一般会計補正予算が１６兆７０００億円しかなく、１０８兆円規模の「過去にない強大な規模」であるとの政府の説明とはかけ離れた実態を伴わないものであって、極めて不十分である。その内訳をみても、例えば、

⑴　現金給付策である生活支援臨時給付金（予算規模４兆円）は、世帯を単位とし、世帯主の収入を基準とした収入減少要件を設け、収入状況を証明する書類を提出して申請することを要件としている。これでは、対象がわかりにくく、平等性に欠け、手続が煩雑で必要な人に行き届かないから、到底、容認できない。世帯単位ではなく人単位とし、申請手続を不要とし、一人一律１０万円以上の金額を、直接小切手を郵送するなどの方法により、すべての人に速やかに行き届かせるべきである。その際、DV 被害者や外国人など給

付金が届かない可能性がある人々にも確実に届くよう、相談機能とセットにするなど制度的に工夫すべきである。何より迅速性を優先すべきであるから、一定収入以上の高額所得者については、年末調整等により給付後に返還を受けるなどの方法により調整すべきである。

⑵　政府が発表した個人事業主や中小企業向けの「事業継続給付金」（予算規模２兆３０００億円）は、フリーランス等に配慮した給付である点は評価できるものの、１回限りの給付でしかないことから、フリーランスを含む個人事業主、非正規労働者を含む労働者が、安心して仕事を休み、感染から身を守れるようにするため、従前の収入の８割から１０割を、コロナの感染拡大が抑制されるまでの間、継続的に所得補償する仕組を構築すべきである。

⑶　東京都は、緊急事態宣言を受けて、休業を要請する施設を公表し、休業や営業時間の短縮に協力した事業者を救済する「感染拡大防止協力金」を創設したが、損失を補償する額としては極めて不十分であるため、要請に応じられない事業者が出るのも当然であり、感染拡大防止策としても実効性に欠ける。休業ないし自粛要請によって直接・間接に影響を受ける事業者は、感染拡大防止という公共の利益のために特別の犠牲を負うものであるから、国の責任で、家賃・地代などの固定費及び損失を補償すべきである。

６　自己責任が喧伝され、格差と貧困の拡大を容認してきた日本社会において、コロナウィルス・パンデミックの影響は、政府の政策によって格差の下層へと追いやられた脆弱な人々の上に最も強く現れている。コロナ災害で顕在化した日本社会の脆弱性を直視し、よりよい社会の構築に向けて、理念を掲げた中長期的な施策を実行する必要がある。

⑴　無償の教育の実現など、保育、教育、医療、介護等の各分野において、人間の普遍的・基礎的ニーズを充たして人間らしい生活を支えることにより、中間層を含む国民全体の受益感を高めつつ、互いに租税を負担し連帯し合う普遍主義への転換を目指すべきである。

⑵　コロナ災害から社会を建て直し、安定した財源を確保して連帯の社会を構築するため、所得税の累進性の抜本的強化・金融所得に対する課税強化、法人税の税率の引上げ、租税特別措置の抜本的廃止などによる大企業ほど負担率が低い法人税制の是正、富裕者、大企業によるタックス・ヘイブンを利用した税逃れ対策の強化、ＧＡＦＡなど巨大ＩＴ企業への課税強化などを実施し、また、企業の内部留保に対する課税、富裕税の創設なども検討されるべきである。

第２　提言の理由

１　財政の力で共同の困難に立ち向かうとき

私たち公正な税制を求める市民連絡会は、財政や税制は、本来、経済や一部の大企業等を潤すためのものではなく、社会が直面している共同の困難に対処し、すべての人が人間らしく生きることを支えること（憲法１３条等）にこそ、その存在意義があると訴えてきた。

コロナウィルス・パンデミックは、今、世界各国を激しく襲っており、何百

万という人々が職を失い、何百万という企業が倒産し、世界大恐慌以来の最大の危機に直面している。

今こそ、財政の本来の目的に立ち戻り、民主主義に基づいて、財政の力を最大限発揮して、この共同の困難に立ち向かい、１人ひとりの人間の生存を支えるべきときだ。

⑴　二段階の財政出動－①緊急時の生活保障、②中長期的の社会構築

当面、感染の拡大を防止することを最優先とし、人の往来を含む経済活動を抑制し、それに伴う、人々の収入減や生活の危機から、財政の力を駆使して、人々の尊厳ある生存を緊急的に支えなければならず、それが、国の責任である。

次に、感染拡大の押さえ込みを確認できた後、経済活動を再開しつつ、人々の生活の建て直しを図り、同時に、コロナ災害で明らかになった日本社会の脆弱性に対処し、よりよい社会の構築に向けて、中長期的な施策を実行する必要がある。

⑵　基本理念・目的の明確化

これらの短期、中長期の施策を行うにあたっては、施策を推進する基本理念ないし目的が極めて重要である。理念なき場当たり的な対応を繰り返してはならない。

重視されるべき理念は、人間の尊厳ある生存の保障（憲法１３条・２５条の価値の実現）、自己責任社会の転換、富裕層・大企業優遇の不公正な税制の見直し、選別主義から普遍主義への漸進的転換、ジェンダーの視点の重視、様々な分野における社会保障充実の「説明」と「実践」、社会の分断を克服し互いに支え合う連帯の社会の構築であり、これらは、これまで、私たちが掲げてきた基本理念である。

２　所得再分配の抜本的強化－自己責任では社会は破綻へ向かう

⑴　「自己責任」、社会保障削減方針の転換

コロナ災害に起因する未曾有の危機を乗り越えるため、緊急時及び中長期の施策を通じ、人々の尊厳ある生存を確保することが最も重要であり、そのために、休業時の所得補償をはじめ、社会保障を中心とする巨額の財政資金を必要とする。「自己責任」に委ねていては危機を克服できず社会は破綻へと向かう。財源不足を理由に社会保障の削減を進めてきた日本政府のこれまでの財政政策の延長では、この危機に到底太刀打ちできないことは明らかであり、積極的に財政を投入すべく政策の転換が必要である。

⑵　財源の確保－大企業等に対する増税をはじめとする所得再分配の強化

第一の財源は、国債である。今は、一刻の猶予も許されない緊急時であり、当面、国債発行によって財源を生み出すしかない。これまで均衡財政を守ってきたドイツをはじめ、他国も、巨額の国債発行によって財源を生み出そうとしている。

第二の財源は、税である。万能の打ち出の小槌はなく、巨額の借金に無限に依存することはできず、財政を支える基本は、人々が互いに支え合い、分かち合うための税である。そして、コロナ災害の危機がもたらした経済的損

失から社会を立て直すにあたっては、上記基本理念のもと、まずは、危機によって最も打撃を受けている人々にはより少なく、余裕のある富裕者や利益を得ている大企業にはより多くの負担を求める必要がある。歴史を振り返ると、戦時には富裕者や大企業は大きい負担を受け持ち、欧米では企業の超過利益や所得税の最高税率には８０％を上回る税率が課されたときもあり、社会の危機にあたり、余裕のある者に応分の負担を求めることは理にかなっている。

⑶　税の使途の見直し－人間の安全保障

２０２０年３月２７日に成立した２０２０年度予算においては、防衛費は、過去最大の５兆３１３３億円となっている。

コロナウィルスの拡散による経済的被害が続出する中、人間の生活に直結した脅威が何かを直視し、市民の安全を守るために、限られた国家予算をどこに投資するのかが問われるべきときであり、防衛費を大幅に削減し、コロナウィルス対応に使うべく使途を見直すべきである。

⑷　所得再分配機能の抜本的強化

このようにして財源を確保した上で、各税制の長所・短所を踏まえた適切な税収構成と適切な社会保障給付によって、所得再分配（所得格差を是正するために、市場で分配された所得を、税と社会保障を通じて再分配すること）を抜本的に強化する必要がある。

３　第１弾の財政出動－緊急時の生活保障

上記のとおり、コロナウィルス感染の急拡大に伴う経済の停滞、仕事の喪失等により、すでに生活の危機に瀕している人々が急増していることから、感染拡大の防止、緊急時の生活保障を目的とした、真に大規模な財政出動をして、緊急に、人々の生存を支えなければならない。

⑴　緊急の現金給付について

２０２０年４月７日、政府は、緊急事態宣言を発するとともに経済対策を決定し、「過去にない強大な規模となるＧＤＰの２割にあたる事業規模１０８兆円の経済対策」「世界的に見ても最大級の経済対策」であると強調した。

しかし、実際は、国が新たに支出する２０２０年度一般会計補正予算は１６兆７０００億円しかなく、実態を伴わない見かけ倒しというほかなく、極めて不十分である。

その内訳をみても、例えば、現金給付策である生活支援臨時給付金は、予算規模も４兆円程度でしかなく、世帯を単位とし、世帯主の収入を基準とした収入減少要件を設け、収入状況を証明する書類を提出して申請することを要件としてる。これでは、対象がわかりにくく、平等性に欠け、手続が煩雑で必要な人に行き届かないものであって、到底、容認できない。

今、重要なのは、即効性のある支援を、迅速に、平等に、漏れなく、行き届かせることであるから、アメリカなどにならい、世帯単位ではなく人単位とし、申請手続を不要とし、一人一律１０万円以上の金額を、直接小切手を郵送するなどの方法により、すべての人に速やかに行き届かせるべきである。その際、ＤＶ被害者や外国人など給付金が届かない可能性がある人々にも確

実に届くよう、相談機能とセットにするなど制度的に工夫すべきである。何より迅速性を優先すべきであるから、一定収入以上の高額所得者については、年末調整等により給付後に返還を受けるなどの方法により調整すべきであり、また、他の所得補償制度が整備されるまでは、随時、追加支給が検討されるべきである。

⑵　所得補償について

政府が発表した個人事業主や中小企業向けの「事業継続給付金」（予算規模２兆３０００億円）は、フリーランス等に配慮した給付である点は評価できるものの、１回限りの給付でしかない。フリーランスを含む個人事業主、非正規労働者を含む労働者が、安心して仕事を休み、感染から身を守れるようにするためには、休業手当制度や失業給付制度の拡充、新たな制度の創設により、雇用保険加入の有無にかかわらず、従前の収入の８割から１０割を、コロナの感染拡大が抑制されるまでの間、継続的に補償すべきである。

⑶　休業・自粛事業者に対する損失補償

さらに、東京都は、緊急事態宣言を受け、同月１０日、休業を要請する施設を公表し、休業や営業時間の短縮に協力した事業者を救済する「感染拡大防止協力金」を創設したが、損失を補償する額としては極めて不十分であるため、要請に応じられない事業者が出るのも当然であり、感染拡大防止策としても実効性に欠ける。感染拡大の罪悪感を感じながらも収入を得て生きるために仕事を続けざるを得ない状態に人を追い込むべきではない。休業ないし自粛要請によって直接・間接に影響を受ける事業者は、感染拡大防止という公共の利益のために特別の犠牲を負うものであるから、国が、家賃・地代などの固定費及び損失を補償しなければならない（憲法２９条参照）。

⑷　真に大規模な財政出動を求める

他に、中小・零細企業に対する支援、地方自治体に対する財政支援等も重要であるが、上記の点だけをみても、政府の施策は極めて不十分である。人々が収入の心配から安心して休業することにより感染拡大を防止できるようにするため、緊急時の生活保障のため真に大規模な財政出動がなされなければならない。

４　第２弾の財政出動－中長期的施策による連帯社会の構築

感染拡大の防止を目的とした緊急対応により感染拡大の押さえ込みを確認できた後、経済活動を再開し、財政刺激によって、雇用を創出し、経済を正常化に導き、人々の生活の建て直しを図り、連帯の社会を構築することを目的に、第２弾の大規模な財政出動が必要となる。

⑴　露呈した社会の脆弱性

リーマンショック、東日本大震災に続き、今回のコロナ災害により、日本社会の脆弱性があらためて露呈している。

自己責任が喧伝され、格差と貧困の拡大を容認してきた日本社会において、コロナウィルス・パンデミックの影響は、政府の政策によって格差の下層へと追いやられた脆弱な人々の上に最も強く現れている。いち早く仕事を打ち切られる非正規労働等の不安定な労働、失業給付や休業補償の水準の低さ・

フリーランスなどを対象とする所得補償制度の不存在・ネットカフェ難民を生む貧弱な住宅政策など、セーフティ・ネットの脆弱性。

保健所の削減、ＩＣＵのベッド・人工呼吸器・医療従事者などの不足、その背景にある国立病院の統廃合計画など医療の脆弱性、公務員削減などを背景とする官僚機構の脆弱性。

高騰した学費や生活費をアルバイトで補っている学生の現状と高等教育のあり方。自己責任社会で貯蓄もなく感染リスクがあっても働かざるを得ない人々、いち早く現金給付や所得補償がされる他国との違い、助けない政治。

このようなコロナ災害で顕在化した日本社会の脆弱性を直視し、よりよい社会の構築に向けて、理念を掲げた中長期的な施策を実行する必要がある。

⑵　普遍主義への漸進的転換

私たちは、「普遍主義」の重要性を強調し、平時から人間の普遍的・基礎的ニーズが充たされる、危機に強い社会の仕組みの構築を提言してきた。

所得制限等によって、一部の困窮者等を選び出して社会保障給付の対象とする「選別主義」は、対象となる者とならない者との間に分断や対立を生じさせ、租税抵抗を高め、市民の連帯を喪失させ、憲法１３条・２５条の価値を実現するために必要な強靭な財政の構築を阻害する。

そこで、コロナ災害による社会の危機を転機として、所得の多寡などによって給付の対象者を選別せず、より広く普遍的に給付の対象とする普遍主義への転換を図り、無償の医療、無償の教育制度のように、保育、教育、医療、介護等の各分野において、人間の普遍的・基礎的ニーズを充たして人間らしい生活を支えることにより、中間層を含む国民全体の受益感を高めつつ、互いに租税を負担し連帯し合う社会への転換を目指すべきである。

⑶　安定した財源の確保による連帯社会の構築

普遍主義の実現には安定した財源の確保が不可欠であり、税制における所得税・法人税の度重なる減税、消費税の増税、所得税の分離課税の問題やタックス・ヘイブンを利用した税逃れなど不公正な税制、社会保険・公債への依存等が是正される必要がある。

そして、危機によって最も打撃を受けている人々にはより少なく、余裕のある富裕者や利益を得ている大企業にはより多くの負担を求めるため、次の諸施策を実施していくべきである。

所得税については、累進税率を思い切って強化し、所得１億円を超えると税負担率が低下する逆累進構造を是正するため配当所得など金融所得に対する課税を強める。

法人税については、税率を引上げ、租税特別措置の抜本的な廃止などによって大企業ほど負担率が低い法人税制を改革すべきである。

企業の内部留保に対する課税、第２次世界大戦後に一時導入された歴史のある富裕税を創設し一定規模以上の資産に課税することも検討されるべきである。

富裕者、大企業によるタックス・ヘイブンを利用した税逃れを封じる。

ＯＥＣＤが主導し、１３０数か国が参加して取り組まれている、デジタルに

課税する国際課税ルールの創設や、税の引き下げ競争に歯止めをかける国際的な取り組みを成功させるために、日本が役割を果たすべきである。もし、この国際的な取り組みがアメリカや巨大ＩＴ企業などの圧力によって頓挫させられるようであれば、ＧＡＦＡなど巨大ＩＴ企業に課税する、わが国独自のデジタル課税を創設すべきである。

現在の再分配効果が低い税と社会保障の構造は、所得税及び法人税の減税、消費税の増税、社会保険への依存、公債の累積等の相互の連関によって形成されている。消費税には高い税収調達能力がある一方で逆進性の弊害があるが、私たちが標榜する基本理念を具体化する税や社会保障の個別の政策を検討するにあたっては、不公正な税制のあり方を是正しつつ、税と社会保障給付の相互の連関を考え、各税制の長所・短所を踏まえた適切な税の組み合わせを検討し、全体として所得再分配効果の高い制度を構築することを目指すべきである。

以　上